

米国の国際私法の現状と課題 ——製造物責任の準拠法問題を中心に——

高杉 直
たか すき なおし

帝塚山大学法政策学部助教授

はじめに

- 1 各法域の諸判決からみた現状
- 2 抵触法第3リステイトメントの作成提案と諸学説

おわりに

はじめに

本稿は、製造物責任⁽¹⁾の準拠法問題に焦点を当て、米国の国際私法⁽²⁾の現状と課題の一端を明らかにしようと試みるものである。

米国の国際私法に関し、諸国の国際私法学者の注目を最も集めてきたテーマは、おそらく「抵触法革命」ないし国際私法の方法論であろう⁽³⁾。それゆえ、本稿では、伝統的理論と抵触法革命学説との主戦場（革命の場）であった不法行為分野、その中でも日本の企業等にとって重要な問題となり得る製造物責任の準拠法問題、を取り上げる⁽⁴⁾。製造物責任の準拠法問題の処理につき既に豊富な経験を有する米国の議論を観察・検討することは、「未だ定説はない」⁽⁵⁾と評されている、この問題に関するわが国の国際私法へも一定の示唆を与え得るであろう⁽⁶⁾。

なお、本稿の検討対象につき、次の2点の留保を付したい。第1に、1990年代始めまでの米国における製造物責任の準拠法問題に関する判例および議論については、既に松岡博教授によって詳細な検討が行われている⁽⁷⁾。それゆえ、本稿の検討対象は、松岡教授の検討以降の動向を中心とする⁽⁸⁾。第2に、周知の通り、米国は、連邦政府と合衆国憲法の制約の下で独自の政府を有する50州とからなる連邦国家であり、国際私法については、主として各州（法域）の判

例法という形式で存在する⁽⁹⁾。したがって、本稿でいう「米国」の国際私法とは、概ね「米国の各法域」の国際私法の意味であり、「米国」の国際私法の精確な検討のためには、各法域の国際私法を個別に観察する必要がある。しかし、本稿では、紙面および筆者の能力の限界に照らして適切な範囲内で法域ごとの検討を行うに留め、基本的には、精確性を多少犠牲にした上で、効率的に米国全体（各法域）の総体的な傾向を鳥瞰的に考察する。

以下では、製造物責任の準拠法につき、最近の諸判決を分析することで米国の国際私法の現状を把握する。その際には、不法行為に関する各法域の法選択方法論の相違に注意した上で、米国全体の概括的な共通傾向の析出を試みる。その上で、近時、Symeonides 教授によって主張されている抵触法第3リストメントの作成提案を紹介し、従来の製造物責任の法選択規則に関する諸学説と比較・参照しつつ検討する。これらの検討により、米国の今後の課題ないし方向性の一端が浮かびあがろう。そして、結びとして、わが国への示唆についても整理したい。

1 各法域の諸判決からみた現状

(1) 総説

米国国際私法の現状を認識する手掛かりとして、製造物責任の準拠法に関する45判決（概ね1993年以降に下されたもの）を、本稿では観察の対象とする（対象判決と呼ぶ）⁽¹⁰⁾。この米国の各法域の45の判決は、Symeonides 教授による毎年の米国判例回顧⁽¹¹⁾の中で言及されたものを中心に、他の文献等をも参考として取捨選択した。

(a) 対象判決の概要

まずは、対象判決の全体的なデータから見ておく。第1に、対象判決の内訳は、連邦裁判所の判決が32件、州裁判所の判決が13件である。とはいえ、州籍相違事件を処理する連邦裁判所⁽¹²⁾は、当該裁判所が所在する州の法選択規則を適用しなければならないため⁽¹³⁾、連邦裁判所の判決においても各州の法選択規則が提示・解釈されている。第2に、準拠法問題に関して製造者（および販売者等）である被告に有利な結果（被告優遇と呼ぶ）となった判決が28件、逆

に被害者（およびその遺族等）である原告に有利な結果（原告優遇）となった判決が13件であった⁽¹⁴⁾。1980年代前半までは原告優遇判決が裁判例の趨勢であったのに対して、近時は必ずしもそうではないとの指摘があるが⁽¹⁵⁾、この数字からも、確かにこのような指摘が一応裏付けられている（被告優遇判決の例については後出・1(4)を参照）。なお、原告優遇から被告優遇への最近の反動傾向の原因として、1980年代からの「不法行為改革運動」のほか、連邦裁判所への保守的な判事の指名などが挙げられるが⁽¹⁶⁾、対象判決の原告優遇と被告優遇の比率を見る限り、連邦裁判所が6対21、州裁判所が7対7であり、連邦裁判所の方が被告優遇の傾向が若干強いようにも見える（もっともこの数字だけでは断定はできない）。第3に、よく指摘される米国の裁判所の法廷地法指向については、対象判決で法廷地法を適用したものは20件と半数以下にとどまり、必ずしも顕著ではない。とくに原告の住所地以外が法廷地である場合の法廷地法と他州法の適用比率は8対12で、原告住所地が法廷地である場合の12対13と比べて若干高く、裁判所が原告の法廷地漁りを拒絶している傾向が見えるようにも思われる（具体例については後出・1(4)を参照）。

(b) 法性決定

次に、製造物責任の法性決定については、米国の実質法上、契約上の黙示保証違反と構成する方法も存することから、国際私法上も契約と不法行為のいずれと考えるかという問題が存する⁽¹⁷⁾。対象判決の中には、原告が保証違反を根拠としたのに応じて、契約として準拠法を決定している事例も見られる⁽¹⁸⁾。その場合には、通常、当事者間の準拠法合意がないため、抵触法第2リストイメント188条や統一商事法典1-105条の下で「最も重要な関連性」の基準などが用いられる⁽¹⁹⁾。

しかし、たとえ保証違反を根拠とする場合でも、原告は同時に製造物責任をも根拠とするのが通例である。結局、対象判決のほとんどで、裁判所は、製造物責任を不法行為の問題と構成した上で、原則として一般不法行為の法選択方法論に従って準拠法決定を行っている⁽²⁰⁾。そこで、対象判決の共通の傾向をよりの確に分析する前提として、各法域の一般不法行為に関する法選択方法論を見ておく必要がある。以下、項を改めて、この点を概観する。

(2) 各法域の法選択方法論

一般不法行為に関する各法域の法選択方法論は、およそ次のように分類できよう⁽²¹⁾。

(a) 伝統的理論

第1に、伝統的理論を採用する法域である。伝統的理論は、Beale教授が報告者を務めた1934年の抵触法リステイトメント（第1リステイトメント）によく反映されている⁽²²⁾。簡単に言えば、「不法行為の問題は不法行為地法による」とする立場である。製造物責任などの隔地的不法行為の場合には、「責任発生に必要な最後の事実の発生地」すなわち損害発生地が不法行為地とされる⁽²³⁾。アラバマ、ヴァージニア、ウェストヴァージニア、カンザス、サウスカロライナ、ジョージア、ニューメキシコ、ノースカロライナ、メリーランドおよびワイオミングの計10法域が、この理論を維持している⁽²⁴⁾。伝統的理論は、硬直的で機械的な適用が時に適切でない結果を導くことから、学説の強い批判を浴び、1963年のニューヨークのバブコック事件以来、多くの法域がこれに代わる新たな方法論を採用した⁽²⁵⁾。いわゆる抵触法革命の勃発である。

(b) 重心理論（ないし連結点集中理論）

伝統的理論からの最も穏健な離脱は、不法行為地だけでなく、法選択の際にもう少し幅広い連結点を考慮する方法である。インディアナとノースダコタの計2法域が、この方法を採用する⁽²⁶⁾。この方法は、以下に述べる現代的理論とは異なり、各法域の法政策や利益を分析しない。

(c) 現代的理論（利益分析論）

多数の法域は、抵触法革命の旗手であるCurrie教授が主張した利益分析論⁽²⁷⁾を基本的に受け容れている。Currie教授によれば、出発点は法廷地法である⁽²⁸⁾。ただし、関連する法域の利益を分析した結果、法廷地に法適用の利益が存せず、かつ、他の法域だけが法適用の利益を有する場合（虚偽の抵触）には、当該他の法域の法が適用される。これ以外の場合、すなわち法廷地も他の法域も利益を有する場合（真正の抵触）、ならびに、いずれの法域も利益を有しない場合（利益の欠如）には、法廷地法が適用される⁽²⁹⁾。現代的理論を採用する各法域は、以下の通り、関連する法域の利益を分析する点では同一であるが、真正の抵触と

利益の欠如の場合に常に法廷地法を適用する訳ではない。

(ア) 法廷地法主義 第1に、ケンタッキー、ネヴァダおよびミシガンの計3法域は、「虚偽の抵触」と「真正の抵触」とを区別することなく、原則として法廷地法を適用する⁽³⁰⁾。

(イ) 機能的分析論 第2に、コロンビア特別区とニュージャージーの計2法域は、真正の抵触の場合でも法廷地法を適用せず、徹底的な利益の考量を行う⁽³¹⁾。

(ウ) 比較損傷利益分析論 第3に、カリフォルニアとルイジアナの計2法域は、法適用を行わなかった場合に最大の利益の損傷を被る法域の法を適用するとの方法論を採用する⁽³²⁾。

(エ) ベター・ロー理論 第4に、アーカンソー、ウィスコンシン、ニューハンプシャー、ミネソタおよびロードアイランドの計5法域は、ベター・ローの考慮を含む、Leflar教授が提唱した方法論を採用する⁽³³⁾。

(オ) 第2リステイトメント 第5に、多数の法域は、抵触法第2リステイトメント⁽³⁴⁾を採用する。アイオワ、アイダホ、アラスカ、アリゾナ、イリノイ、ヴァーモント、オクラホマ、オハイオ、コネチカット、コロラド、サウスダコタ、テキサス、テネシー、デラウェア、ネブラスカ、フロリダ、ミズーリ、ミシシッピ、メイン、モンタナ、ユタおよびワシントンの計22法域が、この立場である。ただし、第2リステイトメント自体が、様々な方法論の折衷主義的性格であるため、各法域は、名目上は第2リステイトメントを根拠としつつも、実際には様々な方法論を採用している⁽³⁵⁾。

(カ) 現代的理論の組合せ 第6に、残りの計5法域は、利益分析を中心に、様々な方法を組み合わせる。オレゴン、ハワイ、ペンシルヴァニアおよびマサチューセッツは、利益分析と第2リステイトメント（およびその他）を組み合わせた立場を採用している⁽³⁶⁾。ニューヨークは、利益分析と事件類型に応じた比較的明確な規則（ノイマイヤー規則）の組合せを行う⁽³⁷⁾。

以上、ミクロの視点から、法域毎に法選択の方法を整理した。各法域の方法論は相当異なるため、対象判決の共通傾向を分析するためには、異なる視点からの考察が必要となる。そこで以下では、マクロの視点から、まず、連結点と

準拠法選択結果の関係に、次に、多数の法域が採用する利益分析論と準拠法選択結果の関係に、それぞれ焦点を当て、各法域の諸判決から見出され得る、米国内国際私法の概括的な共通傾向の析出を試みる。

(3) 連結点と準拠法

(a) 対象判決で利用されている連結点

製造物責任に関する連結点につき、第1に、対象判決で考慮・使用されている連結点は、概ね、(ア)被害者(原告)の住所地、(イ)損害発生地⁽³⁸⁾、(ウ)製造物の取得地(ないし市場地)、(エ)製造物の製造地⁽³⁹⁾、および、(オ)製造者(被告)の本拠地の5つである。この内の(ア)と(イ)は被害者関連の連結点、(エ)と(オ)は製造者関連の連結点と言える⁽⁴⁰⁾。製造物責任事件では、(ア)(イ)と(エ)(オ)とが異なる法域に所在することが多い。なお(ウ)は、被害者が直接に製造物を取得するか否かによって、双方に関連することもあれば一方のみに関連することもある⁽⁴¹⁾。

第2に、大部分の判決は、結果的に、5つの連結点の複数が所在する法域を指定する。とくに原告関連の連結点と被告関連の連結点とが重なる法域を準拠法とする判例が多いのは当然である⁽⁴²⁾。これに対して、唯一の連結点だけを根拠に準拠法を決定する事例は多くない。原告の住所地だけを根拠とする事例が4件⁽⁴³⁾、損害発生地だけを根拠とする事例が3件⁽⁴⁴⁾、市場地(当初の取得地)だけを根拠とする事例が1件⁽⁴⁵⁾、それぞれ見出されるのみである。製造地だけまたは製造者の本拠地だけを根拠とする事例は見あたらない。さらに、製造者関連の連結点と被害者関連の連結点とが完全に分断している事例では、被害者関連の連結点に依拠する事例が多数であり、連結点の観点から見る限り、被害者側の連結点により強い機能が与えられているといえよう。

(b) 製造物の性質と連結点

第3に、問題となった製造物の性質によっても、連結点の有する意義が異なり得る。対象判決で問題となった製造物は、工場用機械、自動車、医薬品など多様である。工場用機械などの資本財は、固定的な場所(単一の法域内)で使用されるのが通常であるのに対して、航空機・自動車などの輸送機は、本来的に複数の法域で使用されるものである。この中間に位置するのが電気製品、食品、

医薬品、化粧品などの消費財であり、消費者の居住地（単一の法域内）で使用されるのが通常であるが、消費者の旅行や転居等に伴い、他の法域でも使用される可能性の高いものである。

まず、予想される使用場所の相違は、「損害発生地」の持つ意義に影響を与えるとの仮説が成り立ち得よう。損害発生地の偶然性は、資本財→消費財→輸送機の順に高くなるはずである。実際に、工場用機械が問題となった3件はすべて、結果的には損害発生地法を準拠法とする⁽⁴⁶⁾。また、資本財ではないが、建物に組み入れられて固定的な場所で使用される物に関する事件2件のいずれも、結果的には損害発生地を準拠法とする⁽⁴⁷⁾。逆に、輸送機が問題となった事例で、損害発生地を準拠法とするものは比較的少ない⁽⁴⁸⁾。

次に、製造物の性質は、製造物の「取得地」の持つ意義にも影響を与えるであろう。資本財および公共用輸送機は、被害者以外の第三者（工場を保有する企業や航空会社）が取得するのが通常であって被害者との関連性がほとんど存しないことから、取得地はあまり重要とならない。実際、資本財および公共用輸送機に関する判決の中には、取得地に言及しないものもある⁽⁴⁹⁾。これに対して、消費財や自家用車は、被害者が直接に取得する場合は比較的多く、また、実際に被害者が直接に流通市場（市場地）で製造物を取得した場合には、取得地法を準拠法とする合理的な理由となろう。なお、当該製造物が流通していない法域で「中古品」を被害者が取得するときには、製造者との関連性はほとんど存在しない⁽⁵⁰⁾。

(c) 問題の種類と連結点

問題の種類も、連結点の有する意義に影響を与え得る。とくに諸判決の中で顕著なのは、懲罰賠償と填補賠償の区別である。懲罰賠償については、違法な行為の懲罰とそれによる一般予防、すなわち「行為規制」が、主目的と理解されているのに対して、填補賠償については、発生した損失の公平な負担、すなわち「損失分配」が主目的と考えられている。それゆえ、前者については行為者である製造者関連の連結点が重視されるのに対して、後者については被害者関連の連結点が重視されるとの推測が成り立つ⁽⁵¹⁾。実際に、懲罰賠償が問題となった事例で、製造者関連の連結点所属法が準拠法と指定されたものは4件あ

る⁽⁵²⁾。とくにペンシルヴァニアの判決 *Calhoun v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*⁽⁵³⁾ (判決 [10]) は、懲罰賠償と填補賠償とに問題を分けた上で、懲罰賠償については当該製造物の使用地であった事故発生地法、填補賠償については被害者の住所地法を準拠法とした。ただし、懲罰賠償問題が主争点であったにもかかわらず、被害者の住所地法を適用した事例も4件ある⁽⁵⁴⁾。しかし、これらの判決はいずれも準拠法所属州における被告の事業活動をも根拠としており、またこの内の3判決は被害者の住所地法が懲罰賠償を認めない場合であった。

(4) 利益分析論と準拠法

前述のとおり、多数の法域が利益分析論を採用している。当該法域の裁判所は、準拠法選択の際に、関連する各法域の利益を分析することが必要となる。利益分析論は、一般に、法の属人性を前提とする⁽⁵⁵⁾。すなわち、製造者関連の州(製造者の本拠地州など)が製造者に有利な法⁽⁵⁶⁾(製造者優遇法と呼ぶ)を有する場合に、当該州はその法適用の利益を有すると解される。逆に、製造者関連の州が被害者に有利な法(被害者優遇法)を有する場合には、当該州は、原則として、法適用の利益を有しないと解される。

被害者関連の州法と製造者関連の州法とが、同様の法政策ないし結果(たとえば被害者優遇)を導く場合は「虚偽の抵触」に該当し、利益を有する一方の州(たとえば被害者関連州)の法が適用される。この点、異論はない⁽⁵⁷⁾。これに対して、被害者関連の州法と製造者関連の州法とが、法政策ないし結果に関して相違する場合もあり得る。(a)製造者関連州が製造者優遇法を有し、被害者関連州が被害者優遇法を有する場合(真正の抵触)と、逆に、(b)製造者関連州が被害者優遇法を、被害者関連州が製造者優遇法をそれぞれ有する場合(利益の欠如)である。このいずれの場合も、Currie教授の利益分析論によれば、法廷地法によって解決される⁽⁵⁸⁾。以下では、これらに該当すると考えられる対象判決のいくつかを、準拠法選択結果の観点から検討する。

(a) 各州法が自州当事者に有利な場合(真正の抵触)

最近の諸判決の多くは、法廷地法を適用するという方法を取らず、最終的に、何らかの基準を示した上で、製造者の本拠地と被害者の住所地のいずれか一方

を優先する傾向がある。第1に、製造者の本拠地を優先し、その製造者優遇法を適用した事例は3件ある⁽⁵⁹⁾。ニュージャージーの判決 *Poust v. Huntleigh Health Care* (判決 [21]) は、製造者の本拠地であり法廷地でもあったニュージャージーが最も重要な関連性を有するとして、その製造者優遇法を適用した⁽⁶⁰⁾。ペンシルヴァニアの判決 *Kelly v. Ford Motor Co.* (判決 [32]) は、第2リステイメントに依拠して、懲罰賠償の問題には被告の本拠地および製造地が重要な連結点であるとして、ミシガンの製造者優遇法を適用した⁽⁶¹⁾。コロンビア特別区の判決 *Beals v. Sicpa Securink Corp.* (判決 [39]) は、第2リステイメントの最も重要な関連性の基準と更なる利益の考量に依拠して、懲罰賠償だけでなく填補賠償の問題についても、製造者の本拠地であり、製造物の製造地および引渡地でもあったヴァージニアの製造者優遇法を適用した⁽⁶²⁾。これら3判決の共通点は、真正の抵触の解決を「最も重要な関連性」の基準に委ね、製造者の本拠地が「最も重要な関連性」を有するとした点である。製造者優遇法の適用(連結点の集中という結果ではあるが)を直接に是認する判決が複数下されている点は、かつての被害者優遇法の適用という趨勢⁽⁶³⁾からすれば、特筆すべき傾向であるといえよう。最近の「不法行為法改革」が、抵触法判決へも影響を与えているのかもしれない。

第2に、逆に、従来傾向のように、被害者の住所地を優先し、その被害者優遇法を適用した事例もある。ただし、真正の抵触であることを明示した上で、被害者の住所地法を適用した事例は2件のみである。ニューヨークの判決 *Kramer v. Showa Denko K.K.* (判決 [28]) は、懲罰賠償の問題に関して、製造者の本拠地と被害者の住所地の双方が利益を有すると判断した上で、ニューヨークの判例法上のノイマイヤー規則に依拠し、損害発生地であり被害者の住所地でもあるニューヨーク法を準拠法とした⁽⁶⁴⁾。また、モンタナ州最高裁が伝統的理論の廃棄を決断した判決 *Phillips v. General Motors Corp.* (判決 [9]) は、被害者の住所地と製造物の市場地(同時に被害者による取得地でもあった)の法適用の利益を認めた上で、製造物の市場地の法選択規則が損害発生地法を指定するという(反致と類似の)理由で製造物の市場地法の適用を排除し、被害者の住所地であるモンタナの被害者優遇法を適用した⁽⁶⁵⁾。被害者の住所地の被害者

優遇法を適用する、これら2件以外の事例の多くは、被害者の住所地が「最も重要な関連性」を有するか、被害者の住所地のみが利益を有し、他の法域は利益を有しないもの（虚偽の抵触）と認定することで、このような結論を導いている⁽⁶⁶⁾。

(b) 各州法が他州当事者に有利な場合（利益の欠如）

この場合、Currie教授によれば、いずれの州も利益を有しない以上、法廷地法としての資格でこれを適用すべきとされる。諸判決の多くは、たしかに結果的に法廷地法を適用しているが、法廷地法としての資格でこれを適用したものではない。第1に、製造者関連州の被害者優遇法を適用した事例3件は、すべて製造者関連州のみが利益を有する（虚偽の抵触）と解している⁽⁶⁷⁾。ニュージャージーの判決 *Gantes v. Kason Corporation*（判決 [33]）は、製造者の本拠地州が、法の属人性とは無関係に、公共に対して州内での安全な製造物の製造・流通を促す利益を有すると解することにより、虚偽の抵触として、製造者の本拠地であるニュージャージーの被害者優遇法を適用した⁽⁶⁸⁾。テキサスの判決 *McLennan v. American Eurocopter Corp., Inc.*（判決 [1]）も、同様に、最も重要な関連性を有する製造者の本拠地であるテキサスの被害者優遇法の適用が、製造者を規制するテキサスの利益に適合すると判示する⁽⁶⁹⁾。また、出訴期限が問題となった事例で、カリフォルニアの判決 *Davis v. Shiley*（判決 [19]）も、被告の住所地であり法廷地であるカリフォルニアが、自州の被告を保護し、陳腐な請求から裁判所を保護する利益があると述べ、虚偽の抵触として、原告の住所地よりも期限が長いという意味で被害者優遇のカリフォルニアの出訴期限法を適用した⁽⁷⁰⁾。なお、結果的に、これら3事例はいずれも法廷地法を適用している。

第2に、逆に、被害者関連州の製造者優遇法を適用した事例も多数存する⁽⁷¹⁾。たとえばミズーリの判決 *Dorman v. Emerson Elec. Co.*（判決 [44]）は、第2リスステイメントの損害発生地法適用の推定に依拠した上で、不適切な製造物の製造・流通の防止という製造地の利益を認めつつも、当該推定を覆るには十分ではないとして、被害者の住所地で損害発生地であったカナダの製造者優遇法を適用した⁽⁷²⁾。ミシガンの判決 *Hall v. Gen. Motors Corp.*（判決 [14]）は、被告

の本拠地であるミシガンは他州住民である被害者にその住所地法以上の救済を与える利益を有さず、むしろ原告の住所地で損害発生地であったノースカロライナの製造者優遇法が、無制限の責任から製造者を保護することで州内での事業活動を促進するのであって、ノースカロライナの経済的な利益に資するとして、ノースカロライナのみが利益を有すると判示した⁽⁷³⁾。同じくミシガンの判決 *Kemp v. Pfizer, Inc.* (判決 [31]) は、懲罰賠償の問題に関して、被告の本拠地であるカリフォルニアが被告の懲罰と今後の非行を抑止する利益を有することを認めつつ、原告の住所地で損害発生地であるミシガンでも被告が事業活動を行っている以上、ミシガンも被告を保護する利益を有する(真正の抵触)とし、他州法を適用する合理的な理由がない限り法廷地法を適用するというミシガンの法選択原則に従い、ミシガンの製造者優遇法を適用した⁽⁷⁴⁾。これらの諸判決の結論の背景には、被害者優遇法を有する製造地で訴訟を提起した、いわば法廷地漁りを行った原告に対しては、法廷地ではなく、製造者優遇法を有する被害者住所地法を適用したという点で、法廷地漁りに否定的な態度を取ったものと見ることも可能であろう。

(5) 小 結

以上の米国の各法域における諸判決の傾向は、次のとおり総括できよう。第1に、製造物責任の問題は、不法行為とも構成されるのが通例であり、その法選択の方法は各法域によって大きく異なる。伝統的な損害発生地法主義を採用する法域もあれば、利益分析論によって問題毎・事件毎に準拠法を決定する法域もある。このような法選択方法の相違については、既に松岡教授の先行研究で指摘されていた点であるが⁽⁷⁵⁾、最近の諸判決においても依然として決着がつかない。そして、伝統的な立場から離脱し、利益分析論と融合した第2リステイトメントの立場が有力になりつつあるという、松岡論文で指摘されていた傾向⁽⁷⁶⁾が、さらに一層進んでいると評することができよう。

第2に、利益分析は多数の法域で採用されているが、法適用の利益や法政策の解釈については、各法域の間で一貫性がない。全く相反する解釈もしばしば見られる⁽⁷⁷⁾。これは第2リステイトメントの「最も重要な関連性」基準に関す

る解釈の不明確さと相まって、渉外製造物責任事件の法的確実性と予見可能性を大きく害している。これも従来から指摘されてきた諸判決の傾向であるが、最近においても改善は見られない⁽⁷⁸⁾。

第3に、各法域の法選択方法の相違にもかかわらず、準拠法決定結果を見ると、ほとんどの判決で、原告関連の連結点と被告関連の連結点との集中地法が準拠法とされている。これらが完全に分れる場合には、原告関連の連結点が重視される傾向にある⁽⁷⁹⁾。さらに製造物の性格や問題の種類なども、準拠法決定に一定の影響を与えている。

第4に、被害者優遇という従来の諸判決の趨勢とは異なり、最近の判決の中には、真正抵触の事案であるにもかかわらず、製造者関連州の製造者優遇法を適用するものが複数存する。懲罰賠償問題だけでなく、填補賠償問題においてもそうである。これら諸判決は、真正の抵触の解決策として連結点の集中に依拠したと見られ得る事案であった。その意味では、利益分析よりも連結点集中という方法論を重視した諸判決であると評すべきかもしれない。いずれにせよ、かつての被害者優遇という流れとは異なる「(結果的ではあるにせよ)製造者優遇方向への反動傾向」が顕在化しつつあることには注目すべき動向であろう。また、有利な法適用を求める原告の法廷地漁りに対処するために、最近の諸判決において被害者関連州の製造者優遇法を適用するという傾向も見られる。これも、従来の被害者優遇や「法廷地法指向」の傾向とは若干異なる動向である。

以上の通り、製造物責任の準拠法問題に関する米国の各法域の諸判決の概括的な共通傾向としては、伝統的な理論から利益分析論と融合した第2リステイメントの立場がさらに有力になりつつあること、他方では、法適用の利益に関する解釈の不一致や真正抵触や利益欠如の事件における処理の困難さなど、利益分析論の欠点・限界も一層顕在化しつつあること、そして最近では、従来の趨勢であった「被害者優遇傾向」や「法廷地法指向」が多少希薄となり、むしろ連結点の集中、法廷地漁りの防止、被害者側だけでなく製造者側の一層の考慮(当事者間の均衡)という傾向が一層見出されつつあること、などを挙げることができよう。

最近の米国の学者の中にも、とくに諸判決の主流の立場である、利益分析論

と融合した第2リステイトメントという方法では法的確実性と予見可能性を害するとして、このような各法域の諸判決の動向に基づき、むしろ明確な法選択規則を定立すべきであるとの主張・提案が存する。その代表ともいえるのが、Symeonides教授による抵触法第3リステイトメントの提案である⁽⁸⁰⁾。以下では、この抵触法第3リステイトメントの提案を紹介した後、これを従来の諸学説と比較しつつ検討する。

2 抵触法第3リステイトメントの作成提案と諸学説

(1) 抵触法第3リステイトメントの作成提案

各法域の諸判決を分析した上で、前述のような第2リステイトメントの「最も重要な関連性」基準に関する解釈の不明確さを指摘し、涉外製造物責任事件の法的確実性と予見可能性を大きく害していると第2リステイトメントを批判するのはSymeonides教授である。

Symeonides教授は、第2リステイトメントに代わる新たなリステイトメント(抵触法第3リステイトメント)を作成すべきであると主張する。その第3リステイトメント中に定めるべきものとして、Symeonides教授が提案する製造物責任に関する規則⁽⁸¹⁾は、次のようなものである。すなわち、被害者の住所地、損害発生地、取得地、製造地、および製造者の住所地の5つの連結点の内の少なくとも2つ以上が属する州の法(特定の問題につき法内容が実質的に同一である場合も同一の州に属するものとして扱う)があれば、被害者は当該州法を選択することができる(1項前段)。ただし、被告の製造物が通常取引経路によって入手不可能な場合には、この選択は認められない(同後段)⁽⁸²⁾。被害者による選択が認められない場合には、逆に、被告が、損害発生地であって被害者の住所地である州の法を選択することができる(2項)⁽⁸³⁾。これ以外の場合には、一般不法行為の準拠法決定規則に従い(3項)⁽⁸⁴⁾、行為規制と損失分配の問題に区分した上で、前者については、原則として原因行為地法により⁽⁸⁵⁾、後者については、原則として、第1に共通住所地法、第2に原因行為地または損害発生地のいずれかと一方当事者の住所地との双方が属する法による⁽⁸⁶⁾。

この規則は、連結点の集中という技法により偶然性を排除した上で、原告に選択権を付与するとともに、被告の抗弁を認めることで、両者間の均衡を図っている。いずれにせよ、連結点が集中する州の法が準拠法とされることになろう。比較法的には、製造物責任の準拠法に関するハーグ条約と類似する見解であるといえよう。

この第3リステイトメントの作成提案に対しては、そもそも新たな第3リステイトメントの必要性についての批判も強いところではある⁽⁸⁷⁾。本稿では、この点には立ち入らず、以下、従来の製造物責任の準拠法に関する諸学説との異同点を検討する。

(2) 従来の諸学説

製造物責任の準拠法に関する従来の主要な学説を整理すれば、次のとおりである。

(ア) Cavers 教授の規則 第1は、Cavers 教授が提案した規則である⁽⁸⁸⁾。この規則によれば、原則として、製造地法が準拠法とされる(1項)。ただし、原告の常居所地と損害発生地と取得地の内の2つが一致する地があれば、当該地での製造物の所在についての被告の予見可能性がない場合を除いて、原告はその地の法を選択することができる(2項および3項)⁽⁸⁹⁾。

この規則では、製造者の本拠地は考慮されていない。原告関連の連結点の重複を要求することで偶然的な連結点を排除すると共に、一方で、原告に選択権を付与して原告を保護し、他方で、被告に予見可能性の抗弁権を付与し、両者の均衡を図っている。

(イ) Weintraub 教授の規則 第2に、Weintraub 教授の規則である⁽⁹⁰⁾。この規則では、填補賠償と懲罰賠償の問題を区別した上で、填補賠償については、製造物の取得可能性とこれに関する被告の予見可能性を条件に、原告の常居所地法が適用されるのが原則である(1項A号)。原告の常居所地法の適用がない場合には、被告の本店所在地法、製造物の取得地法もしくは損害発生地法(被告の予見可能性が必要)、または、製造(設計・保管)地法の中から、原告に選択権が与えられる(同C号)⁽⁹¹⁾。この原告の準拠法選択権は、懲罰賠償についても

認められる(2項A号)⁽⁹²⁾。填補賠償および懲罰賠償のいずれにおいても、原告が法選択を行わない場合には被告が同一範囲で法選択を行い得る(1項D号および2項B号)。なお、以上の規定の他、例外的な事案に対して限定的に適用される規定も置かれている(3項)⁽⁹³⁾。

この規則では、原告関連のすべての連結点に被告の予見可能性の条件を付すという形式で、両者の均衡を図っている。また、懲罰賠償では被告関連の連結点を重視した上で、原告による法選択を認めるのを原則とする形式で、両者の均衡を図っている。

(ウ) Kozyris 教授の規則 第3に、Kozyris 教授が提案する規則である⁽⁹⁴⁾。この規則によれば、原則として、第一取得者に対して製造物が現実に引渡された州の法が適用される(1項)⁽⁹⁵⁾。例外的に、予め他の州で製造物を利用する旨の情報提供があった場合や、製造物の性質上、他の州で製造物が利用されるのが明白である場合には、現実に引渡された州ではなく、利用地である州の法(あるいは被害者の常居所地法)が適用される(2項a号およびb号)。さらに例外的かつ限定的であるが、損害発生地州が被害者の常居所地であり、当該州で当該製造物が一般に取得可能であった場合にのみ、被害者は、当該州法を選択することができる(同c号)⁽⁹⁶⁾。

この規則は、「市場地」という被害者と製造者の両者に関連し得る連結点を原則とすることで、両者の均衡を図るものである。しかし、「被害者」ではなく「第一取得者」への引渡を連結点としているため、実際には被害者と関係を有しない州が準拠法となる可能性がある。そのための対処として、例外規則として、利用地や被害者の常居所地などの被害者関連の連結点を採用する。ただし、例外規則という形式で被害者側に立証の負担を負わせ、全体として、被害者と製造者の間の均衡を図っている。

(エ) Juenger 教授の規則 第4に、Juenger 教授は、当事者の本拠地法、損害発生地法、製造地法の中から、問題毎に最も現代的な基準に合致する法を裁判所が選択することを提唱する⁽⁹⁷⁾。当事者の本拠地法には、原告の住所地法、被告の設立地法や本店所在地法などが含まれる。

この規則では、製造物の取得地は考慮されていない。また、当事者による法

選択は認められていない。製造物責任に関する現代的な基準に最も合致する法を裁判所が選定することにより、両当事者間の均衡を実質法的に図ろうとするものである。

(3) 検 討

(a) 個別事件・問題毎の利益分析から明確な双務的規則へ

第1に、Symeonides 教授の提案は、法廷地という資格を考慮せず、法域相互間の観点では中立的な文言で規定する「明確な法選択規則」である。この点に関しては、従来の諸学説もすべて同様の立場である。この背景にあるのは、利益分析論の拒絶であり、諸判決における法的安定性の欠如への批判であろう。判例の主流である利益分析論における各法域の利益に関する解釈の不安定さと真正の抵触の際の解決の困難さは、諸学説の提案にも見られる通り、従来からずっと批判されてきた点である。それにもかかわらず、利益分析論を許容する第2リステイトメントを過半数の法域が支持し、結論に関する印象を正当化する道具として、裁判所が無原則に第2リステイトメントを利用している、と学説は批判しているのである⁽⁹⁸⁾。要するに、製造物責任を含む不法行為の分野では、革命は達成したが新たな体制は樹立されず、革命後の混乱状態にあるが、第3リステイトメントの提案を含むこれら諸学説は、いずれも明確な規則によって秩序の回復を図ろうとする試みである。

このような「規則化」の動きは、学説だけではない。たとえばニューヨークのノイマイヤー規則やルイジアナの国際私法典など、判例法および制定法においても見られるものである⁽⁹⁹⁾。もっとも、実際には、利益分析論を支持する学者も多く⁽¹⁰⁰⁾、裁判所も容易に利益分析論を廃棄するとは考えられない。米国の国際私法の全体的潮流が規則化の方向に転換するまでには時間を要しよう。ただし、Symeonides 教授による、新たなリステイトメント（抵触法第3リステイトメント）の起草作業を求める主張は、このような流れを大きく変える可能性がある⁽¹⁰¹⁾。

(b) 結果選択規則から法域選択規則へ

第2に、Symeonides 教授が提案する規則は、法域選択規則である。これに対

して、現在の諸判決の主流は、問題毎に法政策が促進される法を適用している。この意味で、「問題毎」の「結果」に基づく「法」選択という方法を採用する。提案(±)も、問題ごとに、法内容を考慮した上で現代的な「法」の適用を裁判所に要求する点で、諸判決の主流と類似する。これに対して、残りの提案は、準拠法の分割を避け、連結点によって「法域選択」を行う規則である。

現在の諸判決の主流が問題毎の結果選択規則を採用しているのは、第2リステイトメントが問題毎の方法を採用しているからであろう。第3リステイトメントの作成によって、この問題の処理についても大きく変わる可能性がある。

(c) 法選択権の付与による被害者保護という実質法的価値の考慮へ

第3に、ベター・ロー理論に従う法域を除き、直接に実質的な考慮を行う判決は少ない。利益分析による結果の考慮は、あくまでも当該法政策を促進するか否かであり、直接に被害者保護という価値を考慮することではない。これに対して(±)は、「現代的な法」内容を有する法を裁判所が適用するとし、実質的に一定の結果を導くことを主張する。この提案では「現代的な法」とは何かが問題となる。実質的に優勢な内容という意味ならば、最近の米国では、政治的な圧力に基づく「不法行為法改革」の結果、むしろ製造者優遇法が実質法上優勢となっていることから、被害者に不利な法適用がなされるおそれもあるが、少なくとも提案者の念頭に置かれているのは被害者の保護である⁽¹⁰²⁾。また、その他の提案もすべて、被害者に法選択権を認めることにより実質的に被害者の保護を図っている⁽¹⁰³⁾。結局、Symeonides教授の提案を含むすべての提案が被害者の実質的な保護を認める。実質的な被害者の保護は、保険を付することが容易な製造者の側にリスクを負わせてリスクを分散させた方が効率的であるとの理由によって正当化される⁽¹⁰⁴⁾。

(d) 連結点

第4に、従来の諸学説すべてが、被害者の住所地（または常居所地）および損害発生地を連結点として利用する。製造地については(ウ)のみが、被告の本拠地については(ウ)と(ア)が、連結点としての利用を拒絶する。製造物の取得地については(±)のみが拒絶し、(ア)は「被害者による直接の取得」に限定する。また、(±)以外は、偶発的な準拠法決定を抑制するために、準拠法となるための条件とし

て連結点の集中を要求する。しかも、多くの提案は、これらの連結点が原告と被告の双方に関連するものであることを求めている。被告の予見可能性・取得可能性の抗弁も、(二)以外のすべてが規定する。これらは、原告と被告の適正な均衡点を達成するための方法である⁽¹⁰⁵⁾。Symeonides 教授が提案する規則も、これらの諸提案と同様の立場であるが、利用する連結点は比較的広い。

おわりに

以上、製造物責任の準拠法に関する各法域の諸判決の分析を通じて米国の国際私法の現状を確認し、諸学者による規則提案を通じて今後の方向性を検討した。製造物責任の準拠法問題に関する米国の各法域の諸判決の概括的な共通傾向としては、第1に、不法行為に関する法選択方法が依然として法域毎に相違していることから、米国全域に通じる方法も存しないが、少なくとも伝統的な理論から離脱して利益分析論と融合した第2リステイトメントを採用する法域が増加しつつあること、第2に、他方で、法適用の利益に関する解釈の不一致や真正抵触や利益欠如の事件における処理の困難さなど、利益分析論の欠点・限界も一層顕在化しつつあり、依然として学者の批判を強く浴びていること、第3に、最近では、従来の趨勢であった「被害者優遇傾向」や「法廷地法指向」が多少希薄となり、連結点集中の重視、法廷地漁りの防止、被害者側だけでなく製造者側の一層の考慮(当事者間の均衡)という傾向が散見されること、が挙げられるのではなかろうか。とくに第3の点は、従来とは異なる傾向であり、実質法における不法行為法改革の影響があるのではないかとも思われる。このような最近の傾向をも考慮した上で、第4に、学説の中でも、新たな抵触法第3リステイトメントを作成すべきとの提案が主張されていること、第5に、抵触法第3リステイトメントの提案をはじめとする諸学説が主張する規則に概ね共通する内容として、被害者と製造者に関連する連結点を利用した法域選択規則であるとともに、被害者の保護を実質的に図るために被害者側に一定範囲内での法域選択(分割指定は不可)を認めていること、が確認される。これらの諸学説が提案する規則は、予測可能性を高めつつ、被害者と製造者の間の適正な均衡を図ろうとする趣旨であって、従来から主張されていたものではある。こ

のような諸学説の判決に対する影響は、現時点では殆ど見られないが、仮に第3リステイメントの作成作業が開始された場合には、米国全域に波及する可能性がある。

結びに代えて、これらの考察・検討から得られるわが国への示唆について述べる。第1に、利用されている連結点^が、諸判決においても諸学説においても、当事者の本拠地、原因行為地（製造地など）、損害発生地、市場地・取得地である点である。この点は、わが国においても準拠法選択を行う際の連結点として考慮可能である。第2に、諸判決の大まかな傾向として、被害者と製造者の双方に関連する連結点（これがない場合は主に被害者側の連結点）によって準拠法が決定される点も参考となろう（多くの学説も同様である）。第3に、第3リステイメントの提案をはじめ学説の多くが、被害者に法選択権を認めている点も検討に値しよう。この他、第4に、問題の性質や製造物の特質に応じて規則を類型化すべきかも議論の余地があろう。

以上の示唆に照らしてわが国の法を見ると、不法行為に関する法例11条では適切な解決を行うことは困難であろう。「原因事実発生地」に関して当事者の本拠地、市場地・取得地を含むと解することも、被害者の法選択権を認めることも、無理であろう。また、そもそも常に日本法が累積的に適用されることも問題である。示唆を解釈論に反映させるとすれば、製造物責任については法例11条の枠外と解すべきこととなる。また、法例の改正ないし国際私法の立法化の際には、製造物責任の準拠法に関し、被害者と製造者の双方に関連する連結点によって準拠法を決定すべきであり、このような連結点が存在しない場合には、関連する連結点の中から被害者に法選択権を認めるような規則を採用すべきであろう⁽¹⁰⁶⁾。

- (1) 本稿では、採取された農産物等を考慮の対象外としていることから、「生産物」責任ではなく「製造物」責任の文言を使用した。
- (2) 米国は法域ごとに私法の内容も異なることから、各法域の「国際私法」は、米国の法域間の法律抵触を解決することを主な任務とする（州際私法）。厳密に言えば、一国内の異法地域間の法律抵触を解決する「準国際私法」である。しかし、この各

法域の「州際私法」は、国家間（州法と外国法の間を含む）の法律抵触を解決するためにも同様に使用され、原則として、州際私法と国際私法の区別がない。Scoles, Hay, Borchers & Symeonides, *Conflict of Laws*, 3d ed. (2000), p. 2; American Law Institute, *Restatement (Second) of Conflict of Laws* (1971), Sec. 10. 本稿では、これらの法、つまり米国の各法域における準国際私法を含む法律抵触を解決する法を米国の「国際私法」と捉え、検討の対象とする。

なお、本稿では「狭義の国際私法（準拠法選択）」のみを扱い、裁判管轄や判決の承認などの手続法には触れない。米国における裁判管轄権の問題については、野村清明「日米裁判管轄法理の比較枠組み」『阪大法学』52巻3＝4号99頁（2002年）、判決承認の問題については、松岡博「アメリカ統一外国金銭判決承認法」同『国際取引と国際私法』（晃洋書房、1993年）129頁などを参照。

- (3) 米国の国際私法方法論・抵触法革命については、松岡博『国際私法における法選択規則構造論』（有斐閣、1987年）などを参照。
- (4) 最も頻繁に製造物責任に関する訴訟が提起され、かつ、法選択が問題となっている国は、おそらく米国であろう。そして、米国での製造物責任訴訟の被告とされる日本の企業も少なくない。現に、本稿が検討の対象とする45判決中の6件が、日本企業を被告とする。この意味で、米国市場で商品を流通させている企業にとって、米国における製造物責任の準拠法問題の現状を把握することは、実務上も重要な意義を有する。
- (5) 溜池良夫『国際私法講義（第2版）』（有斐閣、1999年）379頁。なお、わが国の裁判例としては、契約関係にあったドイツと日本の事業者間での製造物責任問題につき、「製造物責任については、法例11条の範疇に属しない特殊な不法行為として、条理により準拠法を決定すべきとも考えられるが、本件は、製造物責任とはいっても、一般の消費者と製造者との間の紛争ではなく、ビジネスとして取引を行う化学製品製造業者と製薬会社との間の紛争であることも考えると、〔（筆者補足）法例11条2項により〕ドイツ法と日本法を重疊的に適用するとの右立場は、条理に照らしても、相当なものであると考える」と判示した、東京地判平成10・5・27『判例時報』1668号89頁がある（評釈として、出口耕自『私法判例リマークス』20号156頁（2000年）など）。
- (6) わが国の学説状況としては、岡野祐子「製造物責任」国際法学会編『日本と国際法の100年・第7巻・国際取引』（三省堂、2001年）93頁、114頁のほか、松岡博「生産者責任の準拠法——最近におけるアメリカ判例を中心として」松岡『国際取引と国際私法』（晃洋書房、1993年）288頁、佐野寛「生産者責任の法選択に関する一考察（1）～（3・完）」『名古屋大學法政論集』91号1頁（1982年）、97号

114 頁 (1983 年), 99 号 230 頁 (1984 年) などを参照。

- (7) 松岡『前掲書』注(6) 288 頁。
- (8) ただし、最近の動向との比較等の必要から、便宜上、松岡教授の論文で検討済みの学説等についても言及する。なお、製造物責任に関するクラス・アクションや大規模不法行為の問題については触れない。大規模不法行為については、see, American Law Institute, *Complex Litigation: Statutory Recommendations and Analysis* (1994); Symposium, "American Law Institute Complex Litigation Project," *Louisiana Law Review*, Vol. 54, p. 833 (1994).
- (9) ただし、ルイジアナなど、国際私法に関する整備された「制定法」を有する法域もある。後出・注(8)。また、海事事件などの連邦管轄事項については、「連邦法」(主として判例法)としての国際私法も存在する。判決 [10] (後出・注(4)) を参照。
- (10) 1993 年頭～2002 年末の 10 年間で、製造物責任の準拠法選択が問題となった判決を LEXIS で検索 (「Choice of Law」のトピックスにて「products liability」を検索) すると 643 件の判決が該当した (ただし、これらすべての事例で準拠法問題が重要であった訳ではない)。取り上げた対象判決は、以下の 45 判決で、割合的にはそのわずか 7% でしかないが、準拠法問題の観点からいえば分析対象として質的に十分なものとする。なお、以下で引用する場合には、判決 [番号] で言及する。
- [1] *McLennan v. American Eurocopter Corp., Inc.*, 245 F. 3d 403 (5th Cir. 2001). 注(6) を参照。
- [2] *Sanchez v. Brownsville Sports Center, Inc.*, 51 S. W. 3d 643 (Tex.App. 2001). 注(4) を参照。
- [3] *Land v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*, 272 F. 3d 514 (7th Cir. 2001). 注(6)・(7) を参照。
- [4] *Gadzinski v. Chrysler Corp.*, 2001 WL 629336 (N. D. Ill. 2001). 注(20)・(42)・(52)・(69) を参照。
- [5] *Hughes v. Wal-Mart Stores, inc.*, 250 F. 3d 618 (8th Cir. 2001). 注(42) を参照。
- [6] *Marchesani v. Pellerin-Milnor Corp.*, 269 F. 3d 481 (5th Cir. 2001). 注(46) を参照。
- [7] *Woessner v. Air Liquide, Inc.*, 242 F. 3d 469 (3rd Cir. 2001). 注(42)・(47) を参照。
- [8] *Cacciola v. Selco Balers, Inc.*, 127 F. Supp. 2d 175 (E. D. N. Y. 2001). 注(46) を参照。
- [9] *Phillips v. General Motors Corp.*, 995 P. 2d 1002 (Mont. 2000). 注(43)・(65) を参照。
- [10] *Calhoun v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*, 216 F. 3d 338 (3rd Cir. 2000). 注(43)のほか、注(9)・(12)・(52) を参照。
- [11] *Tune v. Philip Morris, Inc.*, 766 So. 2d 350 (Fla. App. 2000). 注(68)のほか、注(66)

を参照。

- [12] McKinnon v. F. H. Morgean & Co., Inc., 750 A. 2d 1026 (Vt. 2000). 注(7)を参照。
- [13] Tanges v. Heidelberg North America, Inc., 93 N. Y. 2d 48, 687 N. Y. S. 2d 604 (1999). 注(4)のほか, 注(46)・(49)を参照。
- [14] Hall v. Gen. Motors Corp., 582 N. W. 2d 866 (Mich. Ct. App. 1998). 注(8)のほか, 注(68)・(73)を参照。
- [15] Romani v. Cramer, Inc., 992 F. Supp. 74 (D. Mass. 1998).
- [16] Batruk v. Mitsubishi Motors Corp., Nos. 44 Civ. 7593, 94 Civ 8677, 1998 WL 307383 (S. D. N. Y. June 10, 1998).
- [17] Hollister v. Dayton Hudson Corp., 5 F. Supp. 2d 530 (E. D. Mich. 1998).
- [18] Denman v. Snapper Div., 131 F. 3d 546 (5th Cir. 1998).
- [19] Davis v. Shiley, 64 Cal. App. 4th 1257, 75 Cal. Rptr. 2d 826 (Cal. App. 4th 1998). 注(7)を参照。
- [20] Petrokehagias v. Sky Climber, Inc., Nos. Civ. A. 96-CV-6965, Civ. A 97-CV-3889, 1998 WL 227236 (E. D. Pa. May 4, 1998). 注(2)のほか, 注(2)・(4)を参照。
- [21] Poust v. Huntleigh HealthCare, 998 F. Supp. 478 (D. N. J. 1998). 注(6)のほか, 注(8)を参照。
- [22] Vestal v. Shiley, Inc., No. SACV96-1205-GLT, 1997 WL 910373 (C. D. Cal. Nov. 17, 1997). 注(68)・(7)を参照。
- [23] MacDonald v. General Motors Corp., 110 F. 3d 337 (6th Cir. 1997). 注(3)のほか, 注(66)を参照。
- [24] Maly v. General Indus., Inc., No. 94 C 3611, 1996 WL 28473 (N. D. Ill. Jan. 23, 1996). 注(7)を参照。
- [25] Mahoney v. Ronnie's Road Serv., 468 S. E. 2d 279 (N. C. Ct. App.), appeal denied, 476 S. E. 2d 118 (N. C. 1996). 注(9)・(42)を参照。
- [26] Rutherford v. Goodyear Tire & Rubber Co., 943 F. Supp. 789 (W. D. Ky. 1996). 注(8)のほか, 注(66)を参照。
- [27] Egan v. Kaiser Aluminum & Chem. Corp., 677 So. 2d 1027 (La. App. 4th Cir.), writ denied, 684 So. 2d 930, (La. 1996). 注(7)のほか, 注(54)を参照。
- [28] Kramer v. Showa Denko K.K., 929 F. Supp. 733 (S. D. N. Y. 1996). 注(64)のほか, 注(8)・(54)を参照。
- [29] Alexander v. General Motors Corp., 478 S. E. 2d 123 (Ga. 1996). 注(24)を参照。
- [30] Pollack v. Bridgestone/Firestone, Inc., 939 F. Supp. 151 (D. Conn. 1996).
- [31] Kemp v. Pfizer, Inc., 947 F. Supp. 1139 (E.D. Mich. 1996). 注(74)のほか, 注(54)を

参照。

- [32] Kelly v. Ford Motor Co., 933 F. Supp. 465 (E. D. Pa. 1996). 注③⑥のほか, 注⑤①・⑤②・⑤③を参照。
- [33] Gantes v. Kason Corporation, 145 N. J. 478, 679 A. 2d 106 (1996). 注⑤②を参照。
- [34] Nesladek v. Ford Motor Co., 46 F. 3d 734 (8th Cir. 1995).
- [35] Bonti v. Ford Motor Co., 898 F. Supp. 391 (S. D. Miss. 1995).
- [36] Harlan Feeders, Inc. v. Grand Labs. Inc., 881 F. Supp. 1400 (N. D. Iowa 1995). 注①⑧のほか, 注①⑨・①⑩・①④を参照。
- [37] Rice v. Dow Chem., 875 P. 2d 1213 (Wash. 1994).
- [38] Dorman v. Emerson Elec. Co., 23 F. 3d 1354 (8th Cir.), cert. denied, 513 U. S. 964, 115 S. Ct. 428 (1994). 注①⑨を参照。
- [39] Beals v. Sicpa Securink Corp., Civ. A. Nos. 92-1512, 92-2588, and 93-0190, 1994 WL 236018 (D. D. C. May 17, 1994). 注①⑥⑦のほか, 注①③①・①⑤②を参照。
- [40] Farrell v. Ford Motor Co., 501 N. W. 2d 567 (Mich. Ct. App. 1993), appeal denied, 519 N. W. 2d 158 (Mich. 1994). 注①⑤②を参照。
- [41] Magnant v. Medtronic, Inc., 818 F. Supp. 204 (W. D. Mich. 1994). 注①④②を参照。
- [42] LaPlante v. American Honda Motor Co., Inc., 27 F. 3d 731 (1st Cir. 1994). 注①④③のほか, 注①④③を参照。
- [43] Baxter v. Sturm, Ruger & Co., Inc., 827 F. Supp. 96 (D. Conn. 1993).
- [44] Dorman v. Emerson Elec. Co., 815 F. Supp. 1287 (E. D. Mo. 1993), aff'd in part, reversed in part on other grounds, 23 F. 3d 1354 (8th Cir.), cert. denied 513 U. S. 964, 115 S. Ct. 428 (1994). 注①⑦⑦を参照。
- [45] Ness v. Ford Motor Co., No. 89 C 689, 1993 U. S. Dist. LEXIS 9938 (N. D. Ill. July 20, 1993). 注①④④のほか, 注①④④・①⑤①を参照。
- (1) Symeonides, "Choice of Law in the American Courts in [1993-2002]" *American Journal of Comparative Law*, Vol. 51, p. 1 (2003) ; Vol. 50, p. 1 (2002) ; Vol. 49, p. 1 (2001) ; Vol. 48, p. 143 (2000) ; Vol. 47, p. 327 (1999) ; Vol. 46, p. 233 (1998) ; Vol. 45, p. 447 (1997) ; Vol. 44, p. 181 (1996) ; Vol. 43, p. 1 (1995) ; Vol. 42, p. 599 (1994).
- (2) ただし, 判決 [10] は, 連邦法としての国際私法が問題となった事件である (後出・注①④③参照)。これ以外の連邦裁判所の 31 判決は, すべて州籍相違事件である。
- (3) Klaxon Co. v. Stentor Elec. Mfg. Co., 313 U. S. 487, 85 L. Ed. 1477, 61 S. Ct. 1020 (1941).
- (4) 残り 4 件は, ある問題には被告優遇であるが他の問題には原告優遇であるものや,

いずれが有利か判断できないものである。

- (15) Scoles et al, *supra* note(2), p. 824.
- (16) *Ibid.* また、岡野「前掲論文」注(6) 97頁を参照。
- (17) Scoles et al, *supra* note(2), p. 822. そもそも製造物責任や厳格責任などを独自の訴訟原因とする法制もある。ここでの問題は、契約と不法行為の法選択方法が異なる法域で、製造物責任問題の準拠法がどちらの方法によって決定されるかということである。
- (18) たとえばアイオワの判決 *Harlan Feeders, Inc. v. Grand Labs. Inc.* (判決 [36]) は、原告が契約および不法行為を根拠として被告に賠償請求した事件で、「請求権の適切な法性決定を行うよりも、契約および不法行為の双方の法選択規則の検討を行う」と述べ、この点を正面から認めている。881 F. Supp. 1400, p. 1404. その上で、不法行為については第2リステイトメント145条、契約については同188条により、それぞれ準拠法（いずれもネブラスカ法）を決定した。
- (19) 判決 [36] (前出・注(8)) のほか、ノースカロライナの判決 *Mahoney v. Ronnie's Road Serv.* (判決 [25]) でも、原告が保証違反を根拠として請求したのに対して、裁判所は、本件請求が契約の問題であるとして統一商事法典1-105条によった。なお、*See, Scoles et al, supra* note(2), p. 822, n. 4.
- (20) 判決 [36] (前出・注(8)) のほか、多数の判決で、原告は黙示保証違反に加えて製造物責任をも根拠としている。イリノイの判決 *Gadzinski v. Chrysler Corp.* (判決 [4]) (後出・注(5)) では、「黙示保証違反の主張に関して、原告が当該理論を支持する判例法を引用していない」として、裁判所は、不法行為問題としてのみ準拠法選択を行った。そもそも原告の黙示保証違反の主張には答えず、不法行為としてのみ法選択を行う判決も多い。なお、ペンシルヴァニアの判決 *Petrokehagias v. Sky Climber, Inc.* (判決 [20]) は、原告が契約および不法行為を根拠としたのに、まとめて民事責任として準拠法決定を行った。
- (21) 以下の分類は、基本的に、Scoles et al, *supra* note(2), paras. 2.7-2.25 and 17.2-17.32; Symeonides, "Choice of Law in the American Courts in 2000: As the Century Turns," *American Journal of Comparative Law*, Vol. 49, p. 1 (2001), pp. 12-15 に依った。ただし、この分類は完全に客観的なものではあり得ず、多少の主観的判断が入らざるを得ないことにつき、*see, Scoles et al, supra* note(2), para. 1.19.
- (22) American Law Institute, *Restatement of the Conflict of Laws* (1934). 第1リステイトメント384条は、次の通り規定する。「1 不法行為の請求原因が、不法行為地で成立する場合には、請求原因は他国で承認される。／2 不法行為の請求原因が、不法行為地で成立しない場合には、不法行為の回復は他国でも請求できない」と。

- ㉓ Scoles et al, *supra* note (2), p. 689.
- ㉔ 伝統的理論を採用する法域の中でも、様々な立場がある。ウェストヴァージニアとカンザスは、伝統的理論を廃棄する可能性があると指摘されている。Scoles et al, *supra* note (2), para. 2.21; Symeonides, “Choice of Law in the American Courts in 2002 : Sixteenth Annual Survey,” *American Journal of Comparative Law*, Vol. 51, p. 1 (2003), pp. 5-7. これに対して、アラバマは最も明確かつ忠実に伝統的理論を採用する。この中間にあつて、伝統的理論を維持しつつも、公序による例外を比較的幅広く解するのが、ジョージア、ニューメキシコ、ノースカロライナである。たとえば *Alexander v. General Motors Corp.* (判決[29])では、厳格責任を認めるジョージアの制定法と、これを認めないヴァージニア法との間の法選択が問題となったが、ジョージア州最高裁は、損害発生地法であるヴァージニア法の適用は、ジョージアで流通に置かれた欠陥製造物により被害を受けた者に与えられるジョージア制定法上の保護を原告から奪い、ジョージアの公序に反するとして、ヴァージニア法の適用を拒絶した。
- ㉕ とくにバブコック事件（後出・注㉓参照）のように、同一法域に住所を有する運転者（被告）と好意同乗者（原告）とが他の法域で交通事故に遭い、これら2つの法域が好意同乗者法に関して正反対の立場を採っている場合が特に問題となった。Weintraub, “The Restatement Third of Conflict of Laws : An Idea Whose Time Has Not Come,” *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 679 (2000), p. 683 は、「第1リステイトメントが、『損害発生地法を適用する。ただし、加害者と被害者が同一住所の場合には、その住所地法を適用する』と規定していたならば、おそらく抵触法革命は起こっていなかったであろう」と言う。
- ㉖ インディアナは、損害発生地が偶然的な場合のみ、重心理論に従う。*Land v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.* (判決 [3])で、インディアナの裁判所は、第1段階の分析として、損害発生地が「重要性がない」のか否かの判断を行い、「重要性がない」ことがない（＝重要性がある）のであれば損害発生地法を適用すること、そして「重要性がない」場合にのみ第2段階の分析に進み、(1)加害行為地、(2)当事者の居住地や営業地、(3)当事者の関係の中心地などの他の要素を考慮すると、判示している。
- ㉗ *Currie, Selected Essays on the Conflict of Laws* (1963). ただし、後述のとおり、これに忠実に従っている法域はない。
- ㉘ *Id.*, p. 189.
- ㉙ これらの法廷地法適用の理由につき、*see, id.*, pp. 89, 93-94, 191, 197, 278-280, 323, 447, 489-490, 592, 627, 697.

- ③〇 この点で, Ehrenzweig 教授の見解と類似する。See, e. g. Ehrenzweig, *A Treatise on the Conflict of Laws* (1962) ; Ehrenzweig, "A Proper Law in a Proper Forum : A 'Restatement' of the 'Lex Fori Approach'," *Oklahoma Law Review*, Vol. 18, p. 340 (1965). なお, これらの法域の中にも, 方法論には若干の相違がある。Rutherford v. Goodyear Tire & Rubber Co. (判決 [26]) で, ケンタッキーの裁判所は, 原則として法廷地法を適用するが, 法廷地法の適用が正当化されるか否かを判断するために利益分析論を行うとし, 本件では法廷地に利益がなく他州が圧倒的な利益を有するとして当該他州法を適用した。これに対して, Hall v. Gen. Motors Corp. (判決 [14]) で, ミシガンの裁判所は, 「合理的理由」がない限りミシガン法を適用すること, そして合理的理由の有無の判断については, 第1に, 他の州が法適用の利益を有するか否かを決定し(どの州も利益を有しない場合にはミシガン法を適用), 他州が法適用の利益を有する場合には, 第2に, ミシガンの利益がミシガン法の適用を強行する程に強いものか否かを判断すること, を明示した。
- ③① この意味では, von Mehren 教授・Trautman 教授の見解 (see, von Mehren and Trautman, *The Law of Multistate Problems* (1965), p. 102 *et seq.*) や, Weintraub 教授の見解 (see, Weintraub, *Commentary on the Conflict of Laws*, 3d ed. (1986), p. 284 *et seq.*) と類似する。しかし, 製造物責任事件に関する判決(コロンビア特別区の判決 [39] (後出・注⑥②) とニュージャージーの判決 [21] (後出・注⑥①) では, これら2法域ともに, 第2リステイトメントの最も重要な関連性の分析を組み合わせており, 徹底的な利益考量というよりむしろ現代的な方法論の組合せ(後出(カ))に近いとも言える。
- ③② この方法は, Baxter 教授が提唱したものである。See, Baxter, "Choice of Law and the Federal System," *Stanford Law Review*, Vol. 16, p. 1 (1963). なお, ルイジアナは, 国際私法に関する整備された制定法(1991年ルイジアナ抵触法典(民法典第4編))を有する。その不法行為の一般規則である3542条は, 次のように規定する。「1 本節 [(筆者注) 不法行為および準不法行為に関する節] において別段の定めがある場合を除き, 不法行為または準不法行為債権の問題は, 当該問題に対してその法を適用しない場合に, 法政策が最も重大に損傷される州の法によって規律される。/ 2 前項の州は, 次の観点から, 関連する州の法政策の強さおよび関連性を評価することにより, 決定される。(1) 行為地, 損害発生地, 当事者の住所地, 常居所地または営業地, ならびに, 当事者間の関係が創設された州を含む, 当事者および争訟を惹起した事件と各州との関連性, (2) 第3515条 [(筆者注) 準拠法決定の一般原則を定める総則規定] に定める法政策, ならびに, 不法行為の抑止および加害行為の結果の回復という法政策。」と。その上で, 3545条は, 製造物責任の法選択

規則につき、次のように定める。「1 製造物により惹起された損害に対する不法行為および準不法行為上の責任ならびに賠償（填補賠償、特別賠償または懲罰賠償の如何を問わない）は、次のいずれかの場合には、当州の法によって規律される。(1) 当州に住所または居所を有する者が、当州で損害を被った場合、または、(2)製造物が、当州で製造、生産もしくは取得され、当州でもしくは他州で当州の住民に対して、損害を惹起した場合。／2 損害を惹起した製造物および被告の同種の製造物が当州内で通常の商業経路を通じて取得可能でなかった場合には、前項の規定は適用しない。／3 前2項によって規律されないすべての事件は、第7部〔（筆者注）不法行為債権および準不法行為債権〕の他の条文によって規律される。」と。なお、この制定法の起草に大きく関与したのは Symeonides 教授である。制定法の内容については、see, Symeonides, "Louisiana Conflicts Law : 'Two Surprise'," *Louisiana Law Review*, Vol. 54, p. 497 (1994) ; Symeonides, "Louisiana's New Law of Choice of Law for Tort Conflicts : An Exegesis," *Tulane Law Review*, Vol. 66, p. 677 (1992).

③ Leflar 教授の見解については、see, Leflar, "Choice-Influencing Considerations in Conflicts Law," *New York University Law Review*, Vol. 41, p. 367 (1966) ; Leflar, "Conflicts of Law : More on Choice-Influencing Considerations," *California Law Review*, Vol. 54, p. 1584 (1966). この理論の適用につき、ロードアイランドの判決[42]（後出・注④）を参照。

④ Restatement (Second) of Conflict of Laws (1971). その不法行為に関する一般原則を定める145条は、次のとおり規定する。「1 不法行為の問題に関する当事者の権利および責任は、当該問題に関して、第6条に定める諸原則の下で、事件および当事者と最も重要な関連性を有する州の実質法によって決定される。／2 ある問題の準拠法を決定するために第6条の諸原則を適用する際に考慮されるべき連結点は、次のものを含む。(a)損害が発生した地、(b)加害行為が行われた地、(c)当事者の住所、居所、国籍、設立地および営業地、(d)当事者間の関係が存する場合には、当該関係の中心地。これらの連結点は、特定の問題に関するその相対的な重要性に応じて、これを評価すべきである。」と。そして、6条は、次のとおり、法選択の諸原則を定めている。「1 裁判所は、憲法上の制限がある場合を除き、準拠法選択に関する自州の制定法上の指示に従う。／2 前項に定める制定法上の指示がない場合には、準拠法規の選択にとって重要な諸要素として、次のものを含む。(a)州際体制および国際体制の必要性、(b)法廷地の重要な法政策、(c)関連する他州の重要な法政策およびその争点の判断における当該他州の利害関係、(d)正当な期待の保護、(e)その法分野の基礎にある基本的法政策、(f)法的確実性、予見可能性および結果の統

一性、(g)準拠法の決定および適用の容易性。」と。

- 65 6条2項b号c号を重視すれば利益分析が中心となり、145条2項を重視すれば連結点集中に近い立場となる。また、156条以下の損害発生地法の推定規定を重視すれば伝統的理論に近い立場となる。松岡『前掲書』注(6)310頁を参照。なお、*see*, Southerland, "A Plea for the Proper Use of the Second Restatement of Conflict of Laws," *Vermont Law Review*, Vol. 27, p. 1 (2002).
- 66 ペンシルヴァニアの判決 *Kelly v. Ford Motor Co.* (判決 [32]) は、ミシガンに本拠を有するデラウェア法人(被告)がミシガンで設計、検査および製造した自動車を、ペンシルヴァニア住民がペンシルヴァニアのディーラーから購入した後、本件自動車の運転中にペンシルヴァニアでの事故によって死亡したため、ペンシルヴァニア住民である遺族(原告)が訴訟を提起した事件である。問題は懲罰賠償であった。ペンシルヴァニア法はこれを認め、ミシガン法はこれを認めない。裁判所は、連結点分析と利益分析とを組み合わせた法選択方法論を採用していることを指摘した上で、第1に、ペンシルヴァニアの懲罰賠償に容認が、被告の非行を懲罰すると共に他の者による非行を抑止するためのものであり、他方で、ミシガンの懲罰賠償の拒絶が、ミシガン住民である被告を過度の金銭的責任から保護すると共に州内で活動する事業者の金銭的安定とその市民の全般的な経済福利を促進するためのものであるとして、本件が真正の抵触であると確認した。そして、第2に、各州の連結点の分析につき、抵触法第2リストイメント145条2項が列挙する要素を質的に評価しなければならず、懲罰賠償が問題である場合には、原告の住所および損害発生地は意味ある連結点ではなく、むしろ加害行為地および被告の本拠地(いずれもミシガン)が最も重大な連結点であると述べた上で、第3に、前述の利益分析によってペンシルヴァニアとミシガンの双方が等しく有効な利益を有することを再確認し、結局、裁判所は、連結点の分析に基づき、ミシガンが当該問題と最も重要な関連性を有するとして、ミシガン法を適用した。
- 67 ニューヨークは、好意同乗者法の抵触に関するバブコック判決 (*Babcock v. Jackson*, 12 N. Y. 2d 473, 240 N. Y. S. 2d 743, 749, 191 N. E. 2d 279 (1963)) で利益分析を採用した後、ノイマイヤー判決 (*Neumeier v. Kuehner*, 31 N. Y. 2d 121, 286 N. E. 2d 454, 335 N. Y. S. 2d 64 (N. Y. 1972)) で次の規則(ノイマイヤー規則)を定立した。「1 好意同乗者および運転者が同一の州に住所を有し、自動車が当該州で登録されている場合には、当該州の法が、好意同乗者に対する運転者の注意義務を決定・支配すべきである。/ 2 運転者の行為がその住所地州で行われ、当該州が、運転者に当該行為について責任を負わさない場合には、被害者の住所地州の不法行為法の下で運転者に責任が課せられるという理由で、当該運転者が責任を負うと判

断されるべきでない。逆に、好意同乗者がその住所地州で負傷し、当該州法が、損害賠償請求を認める場合には、当該州に入った運転者が、自分の住所地法を抗弁とすることは、——特段の事情がない限り——認められるべきではない。／3 その他の事案で、同乗者と運転者が異なる州に住所を有する場合には、規則は必ずしもあまり明確ではない。通常、適用される裁判準則は、事故が発生した州の準則であるが、通常適用される裁判準則を適用しないことにより、州際制度の円滑な運営の損傷又は訴訟に関する重大な不確実性の発生を伴わずに、重要な実質法上の目的を促進することを示すことができる場合には、この限りではない。」と。そして、慈善免責に関するシュルツ判決 (Schultz v. Boy Scouts of America, Inc., 65 N. Y. 2d 189, 491 N. Y. S. 2d 90, 480 N. E. 2d 679 (1985)) で、ノイマイヤー規則が不法行為事件一般にも妥当することを宣言した。しかし、ノイマイヤー規則は、加害者と被害者が異なる法域に住所を有し、かつ、原因行為地と損害発生地とが異なる法域に所在する場合 (隔地的不法行為の場合) には、規則2項の第1文と第2文との間で抵触が発生し、本規則自体が適用できないはずである。これは、製造物責任事件である Cooney v. Osgood Machinery, Inc. 判決 (81 N. Y. 2d 66, 595 N. Y. S. 2d 919, 612 N. E. 2d 277 (1993)) で問題とされた。本件は、ミズーリ住民 (原告) が、ミズーリの雇用主 (A) の所有する機械によってミズーリで負傷した (労働災害) 事件であった。当該機械はBが製造し、ニューヨークで、ニューヨークの販売代理店 (被告) を通じてニューヨークの訴外Cに売却され、その10年後にCからAに再売却されたものであった。原告は、ミズーリ法に基づきAを通じて労働災害補償を受領した後、ニューヨークで被告を相手に製造物責任訴訟を提起した。被告は、求償を求めるために、第三当事者としてA (およびB) を訴訟に引き込んだ。法選択が問題となったのは、この第三当事者訴訟であった。ニューヨーク法によればAは当該求償債務を負担するが、ミズーリ法によれば労働災害補償を提供した雇用主は被用者その他の第三者による不法行為請求から解放され、したがって当該求償債務を負担しない。裁判所は、「行為規制の抵触問題には、不法行為地が域内での行為を規制する最大の利益を有する以上、一般に不法行為地法が適用される。しかし、『事件後の救済』の抵触問題には、主として当事者の住所が考慮される」と行為規制と損失配分の問題を区別した上で、本件求償問題が後者に該当するとした。そして損失配分の問題にはノイマイヤー規則が適用されることを再確認し、規則1項が共通住所事件で虚偽の抵触の場合の規則、同2項が異住所事件で真正の抵触の場合に損害発生地法主義を採用した規則、そして同3項がその他の異住所事件に適用される規則であると判示した。そして裁判所は、本件は真正の抵触であるとして、損害発生地であるミズーリ法が適用されるとの結論を下した。この判示は、懲罰賠償に関する

判決 [28] (後出・注64) でも再言されている。

- 63) 複数の法域に居住した被害者が長期間に亘って継続的に損害を被っている場合に、どの法域が「損害発生地」に該当するかが問題となる。Tune v. Philip Morris, Inc. (判決 [11]) で、原告はニュージャージー居住時にタバコ中毒となり、フロリダに転居後もタバコを常習し、結局、肺癌であると診断された。タバコ製造者を被告とする訴訟で、被告は、ニュージャージーが損害発生地であるとして、被告に有利なニュージャージー法の適用を主張した。フロリダ州裁判所は、ニュージャージーを「主たる被害地」、フロリダを「最後の実質的な被害地」と認定した上で、各喫煙地法によるとすれば準拠法決定が困難となることを指摘した後、結局、原告の被害を手当する社会的費用負担するフロリダが、強い利益と最も重要な関連性を有するとして、フロリダ法を適用した。
- 64) 前注と対照的に、製造物の製造と設計・検査等が別々の法域で行われている場合に、どの法域が「製造地」に該当するかも問題となる。Dorman v. Emerson Elec. Co. (判決 [38]) では、ミズーリ法人(被告)の設計とライセンスに基づき台湾法人が台湾で製造した鋸が問題となった。カナダで被害を受けた原告は、本件鋸がミズーリで設計されている以上、領域内での不適切な製造物の抑止につきミズーリが利益を有すると主張し、ミズーリの裁判所は、この利益を認めた(ただし、結局は第2リステイメント146条の損害発生地法適用の推定を覆すには不十分であるという理由で、損害発生地法であるカナダ法を適用した)。
- 65) Kozyris, "Conflicts Theory for Dummies : Apres le Deluge, Where Are We on Producers Liability?" *Louisiana Law Review*, Vol. 60, p. 1161 (2000), n. 37 は、(エ)と(オ)の連結点につき、行為規制の問題であればともかく、損失配分(損害賠償)の問題には関係がないと批判する。Scoles et al, *supra* note(2), p. 825 も「製造者の本店所在地は、企業の本拠地移転が頻繁に行われている米国においては、必ずしも重要性を有するわけではない」とする。なお、これ以外の被告関連の連結点として、「被告の事業活動」に言及する判決も多い。
- 66) 被告(またはその正当な販売者)が売却した地を市場地と呼ぶことができよう。この市場地は被告関連の連結点である。被害者が当該製造物を被告等から直接に取得した場合には、取得地と市場地は一致する。
- 67) たとえば、判決 [4] (後出・注62) では、損害発生地・取得地であると共に市場地・被告の本拠地の法、判決 [5] では、被害者の住所地・損害発生地・取得地であると共に市場地の法、判決 [7] では、損害発生地であると共に被告の設立地の法、判決 [25] および判決 [41] では、損害発生地であると共に製造地の法が、準拠法とされた。これに対して、判決 [20] では、原告中の一人の住所地と被告中

の一人の本拠地とが一致したにもかかわらず損害発生地法が準拠法とされた。ただし、裁判所は、被害者が仕事のために損害発生地にある程度の期間滞在しており損害発生地が偶然的な地ではないこと、および、被告が損害発生地での製造物の使用を認識していたことを指摘している。

(43) (1)モンタナの判決 *Phillips v. General Motors Corp.* (判決 [9]) は、モンタナ住民 (原告) がノースカロライナで訴外Aから購入した中古車をカンザスで運転中に交通事故に遭い、当該自動車の欠陥によって家族が死亡したとして訴えを提起した事件である。当該自動車は、ミシガンに本拠地とするミシガン法人によってミシガンで製造され、ノースカロライナで市場に売却されていた。カンザス法では、本件訴訟は認められず (法定責任期間法 *statutes of repose*)、製造者に一定の抗弁が認められ、填補賠償も懲罰賠償も賠償額制限がある。モンタナ法上は提訴可能で、特別な抗弁や賠償額制限も規定されていない。裁判所は、第2リストイメント6条2項により、関連する州の法政策を分析した。損害発生地であるカンザスの製造物責任法の目的は、州内での製造物の売買を規制し、同州の居住者が欠陥製造物により被害を受けるのを防止することであり、本件ではカンザスでの売買もカンザス住民の被害も関係していない以上、カンザスは法適用の利益を有しない。これに対して、モンタナの製造物責任法は、欠陥製造物によるモンタナ住民の被害の防止と消費者への最大限の保護の付与とを目的とする。本件では、モンタナ住民が被害を受けている以上、モンタナは法適用の利益を有する。このような理由から、裁判所は、モンタナ法を適用した。

(2) 連邦控訴裁判所の判決 *Calhoun v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.* (判決 [10]) は、ペンシルヴァニア住民がプエルトリコで小型ボートによる事故で死亡したため、被害者の遺族 (ペンシルヴァニア住民) が小型水上機 (日本製の水上バイク) の製造者である日本法人を相手にペンシルヴァニアの連邦裁判所に訴えを提起した事件の上訴審判決である。プエルトリコは懲罰賠償を認めていないが、ペンシルヴァニアはこれを認めていた。裁判所は、本件が海事事件であり連邦法の管轄であることを認め、連邦法上の法選択原則を適用した。そして、国内の州際不法行為に関する法選択の方法は、不法行為地法主義と現代的方法とのバランスを取ったものであり、第1に、偶然的でない不法行為地は一層の重要性を有すること、第2に、問題毎に、最も強く法適用の利益を有する法域を検討する必要があること、を指摘した。そして、第1に、本件では、被害者は自らプエルトリコへ行き、本件水上機を操縦した以上、本件損害発生地は偶然的なものではない、第2に、(ア)填補賠償の目的は被害者の損害の完全な回復であり、本件では原告がペンシルヴァニア住民である以上、ペンシルヴァニアが法適用の強い利益を有するのに対して、プエルトリコはこれを

有しない、(イ)懲罰賠償の目的は行為者の懲罰による今後の非行の抑止であり、本件では観光産業等のために海岸の安全維持を行う利益や領域内で起こった行為を規制する利益など、プエルトリコの利益がより強い、と判示した。結局、裁判所は、懲罰賠償についてはプエルトリコ法、填補賠償についてはペンシルヴァニア法を適用した。

(3) テネシーの判決 *MacDonald v. General Motors Corp.* (判決 [23]) では、カンザスの大学生が大学のバスに乗車中、テネシーで事故に遭い死亡したため、ノースダコタの両親が、当該バスの製造者(ミシガン本拠地のデラウェア法人)を被告として訴訟を提起した。カンザスは慰謝料を10万米ドルに制限するが、ノースダコタは賠償額の制限はない。被告は、カンザス法の適用を主張。テネシーの裁判所は、第2リステイトメントの「最も重要な関連性」の基準、とくに同178条の注釈bにより、被害者の住所地(ノースダコタ)が一層重要な連結点であると判断した。また、住民である原告が賠償を得ることにつきノースダコタが利益を有するが、カンザスは被告とは無関係で本件賠償に関して利益を有しないとして、ノースダコタ法を適用した。

(4) ロードアイランドの判決 *LaPlante v. American Honda Motor Co., Inc.* (判決 [42]) は、日本法人が日本で設計・製造したオフロード車の欠陥によって負傷したとして、ロードアイランド住民が訴えを提起した。当該自動車は、原告がコロラドで取得し、負傷したのもコロラドであった。コロラド法によれば慰謝料は25万ドルに制限されていたが、ロードアイランド法上は無制限であった。裁判所は、コロラドとロードアイランドの本件との関連性がほぼ等しいと指摘した後、ベター・ロー理論の下で検討を行った。同理論第1項の「結果の予見可能性」については、被告が大規模な多国籍企業である以上、製造物がコロラドで売却されたからといって、他の法の適用を予見していなかったとは信じられず、ロードアイランド法の適用によっても被告の正当な期待を害することにはならない。第2項の「州際のおよび国際的な秩序の維持」と第4項の「法廷地の統治利益の促進」については、コロラド法の目的が、リスクを予見可能とすることによって企業の保険利用可能性を増進することであるが、被告が全米50州で製造物を売却している以上、コロラド法は被告の保険料率にほとんど影響を与えない。これに対して、ロードアイランドは、その住民が賠償を受ける強い利益を有する。第3項の「司法作業の簡単さ」と第5項の「より良い法規(ベター・ロー)の適用」については、どちらも州にも傾かない。以上の理由から、裁判所は、ロードアイランド法を適用した。以上のように、4件とも、結果的に原告に有利な原告の住所地法を適用している。

(44) *Tanges v. Heidelberg North America, Inc.* (判決 [13]) は、印刷機械が問題となっ

た事例である。判決 [20] は、前出・注(42)を参照。Ness v. Ford Motor Co. (判決 [45]) は、不法行為地法を適用した事例である。ミシガンで被告が製造した自動車を訴外イリノイ住民がイリノイで購入してアイオワで運転中に事故に遭い、同乗していたイリノイ住民 (原告) が被害を受けたため訴訟を提起した。イリノイの裁判所は、第 2 リステイトメント 145 条 2 項に従い、各連結点を検討した。製造者本拠地法の適用は、製造業者の招致を望む州が責任発生要件を高めて賠償水準を下げるので、被害者に賠償を与えず放置することにつながる。被害者住所地法の適用は、製造業が活発でない州に、その市民がどこへ行こうとも、対価なしで常に寛大な保護を付与することを認めることとなろう。製造物取得地法の適用は、当該製造物が他州で再売却される可能性があり、また製造物責任が契約関係を必要としない点で適当でない。結局、合理的で公正な結果を導く他の選択肢が存在しない以上、当該事故と最も重要な関連性を有する損害発生地法であるアイオワ法が適用されると判示した。

(45) Sanchez v. Brownsville Sports Center, Inc. (判決 [2]) は、日本法人 (被告) が日本で製造した自動車の問題となった事件である。本件自動車は、テキサスの販売会社を通じてテキサスで訴外 A に販売された。その後、中古車としてメキシコで原告が本件自動車を取得し、運転中の事故により原告の子供が死亡したため訴えを提起した。メキシコ法は賠償額を制限するが、テキサスは制限しない。テキサスの裁判所は、第 2 リステイトメント 6 条の下で関連州の利益分析を行い、「重要なのは、本件自動車がテキサスで初めて流通に置かれたことであり、テキサスは、州内で事業活動を行う法人の行為を規制する強い利益を有する」と述べ、テキサス法を適用した。

(46) 判決 [6]、判決 [8] および判決 [13] である。

(47) 判決 [7] は建物の電流開閉装置が問題となった。Egan v. Kaiser Aluminum & Chem. Corp. (判決 [27]) は、オハイオで製造された防音材に含まれていたアスベスト (石綿) により、ルイジアナで健康被害を被ったルイジアナ住民が製造者を相手に賠償請求訴訟をルイジアナ州裁判所に提起した事件である。オハイオ法上は懲罰賠償が認められるが、ルイジアナ法上は認められない。原告は、予見可能性ないし結果の統一性の観点から、製造地であるオハイオ法の適用が正当であると主張したのに対して、裁判所は、「まさにその正反対が正当である」と述べ、ルイジアナでアスベストに晒された場合に、ルイジアナ居住者によるアスベスト関連訴訟に対するルイジアナ法の適用こそが、このような事案における予見可能性と結果の統一性をもたらすのである、と判示した。677 So. 2d 1027, p. 1038.

(48) ただし、自動車に関する判決 [45] (前出・注(44)) は例外である。

- (49) たとえば、工場用機械に関する判決 [13] は、製造物の取得地に言及していない。
- (50) 判決 [45] (前出・注(44)) は、この点を理由に、製造物の取得地法の適用を明確に拒絶する。
- (51) See, Restatement (Second), *supra* note (39), Sec. 145, comment e. 懲罰賠償につき判決 [32] (前出・注(39)) は、「懲罰賠償が問題である場合には、原告の住所および損害発生地は意味ある連結点ではない。むしろ最も重大なのは、加害行為地および被告の本拠地である。」と述べる。なお、ニューヨークも、行為規制と損失分配の問題に分けた上で、それぞれ主として不法行為地法と当事者の住所地法を適用する。
- (52) 判決 [10] (前出・注(43)) のほか、ペンシルヴァニアの判決 [32] (前出・注(39))、コロンビア特別区の判決 [39] (後出・注(62))。イリノイの判決 *Gadzinski v. Chrysler Corp.* (判決 [4]) は、インディアナのディーラー (被告) からインディアナで自動車を購入したイリノイ住民 (原告) が、インディアナで事故を起こして負傷したため訴えを提起した事件である。インディアナ法上は懲罰賠償額の上限があるのに対して、イリノイ法上はこれがない。裁判所は、イリノイ州の抵触法上、他州が一層重要な関連性を有する場合を除き、損害発生地州法の適用が推定される旨を指摘した上で、原告がこの推定を覆しておらず、イリノイの唯一の関連性が原告の住所だけであって、インディアナに損害発生地を含むすべての連結点が属することを理由に、インディアナ法が適用されると判示した。
- (53) 216 F.3d 338 (3rd Cir. 2000). 前出・注(43)を参照。
- (54) ルイジアナの判決 [27] (前出・注(47)) は、原告が懲罰賠償を認める製造地法の適用を主張したが、裁判所はこれを拒絶し、損害発生地でもあった被害者の住所地法を適用した。ミシガンの判決 [31] (後出・注(77)) は、被害者の住所地 (ミシガン) における被告の事業活動を根拠に、ミシガンの製造者優遇法適用の利益を認め、ミシガンの被告優遇法を適用した。アイオワの判決 [36] (前出・注(18)) も、被害者の住所地で被告が事業活動を行っており連結点が集中していることにも言及し、損害発生地でもあった被害者の住所地の製造者優遇法を適用した。ニューヨークの判決 [28] (後出・注(64)) だけが、結果的に懲罰賠償を認めた。
- (55) *Scoles et al, supra* note (2), p. 824 *et seq.* は、法の属人性の概念を拡張し、被害者関連の連結点が属する法域は、その被害者優遇法を適用する利益を有し、逆に製造者関連の連結点が属する法域は、その製造者優遇法を適用する利益を有するとの前提の下で、議論を進めている。本稿の検討においても、事例数の関係から必要な範囲で、本来的な属人性と拡張された属人性概念の区別を明確に認識した上で、当該見解に従って議論を進めることとする。

- 66) 製造者優遇法と被害者優遇法は、あくまでも2つの法内容を比べた場合の相対的な概念である。製造者優遇法の典型例は、法定責任期間法 (statutes of repose) である。これは、損害発生時点にかかわらず、製造物が流通に置かれた日から起算して一定年数が経過した後は、製造者に対する訴訟を禁ずる制定法である。このほかの製造者優遇法の例としては、懲罰賠償を禁止する規則、責任の条件として過失の証明を要求する規則、「技術水準」等の特別な抗弁を製造者に付与する規則などが挙げられる。逆に、被害者優遇法の例は、法定責任期間法の不存在や、懲罰賠償や厳格責任を製造者に課す規則である。詳細は、松岡『前掲書』注(6) 290頁を参照。
- 67) Scoles et al, *supra* note (2), para. 17.65.
- 68) See, *supra* note (28).
- 69) このほか、イリノイの判決 [4] (前出・注50) も、被告の本拠地であったインディアナの被告優遇法を適用した事例である。ただし、本判決では利益分析は行われておらず、重心理論によって準拠法決定がなされた。
- 60) Poust v. Huntleigh Health Care (判決 [21]) は、メリーランドで行われた外科手術中に合併症を発症したとして、ペンシルヴァニア住民 (原告) が訴えを提起した。原告は、本件発症の原因は、ニュージャージー法人 (被告) がニュージャージーで製造し、メリーランドの病院に納入した医療用機械であると主張する。ニュージャージー法によれば、蓋然的な将来純所得から生活費・租税等を控除した後に現在価格に割り戻して逸失利益の計算を行うのに対して、ペンシルヴァニア法は、差引控除や現在価格の割り戻しのいずれも要求していない。ニュージャージーの裁判所は、法選択の方法につき、第1に、問題毎に関連する法域の間で抵触が存するか否かを決定する、第2に、当該問題に関して真正の抵触が存するか否かを判断する、第3に、当事者と各州の関連性を量的ではなく質的に検討する、と判示した。そして第1の点につき、賠償額の計算の問題に関して、ペンシルヴァニアとニュージャージーとの間で法の抵触が存在すること、第2の点につき、ペンシルヴァニアがその住民に完全な賠償を保障する利益を有するのに対して、本件の被告がニュージャージー住民である以上、ニュージャージーは被害者の「焼け太り」を認めない「正当な賠償額」を認める利益を有するとして、本件が真正の抵触であることを確認した。その上で、当事者と各州の関連性を量的ではなく質的に検討し、ペンシルヴァニアの関係が原告の住所だけであるのに対して、ニュージャージーは被告の住所だけでなく原告が選択した法廷地でもあると述べ、ニュージャージーが「最も重要な関連性」を有すると判断した。
- 61) Kelly v. Ford Motor Co. (判決 [32]) については、前出・注60を参照。Scoles et al, *supra* note (2), p. 836 は、本件の問題が懲罰賠償であって、損失分配ではなく行

為規制の問題であった点で、被告関連法域に連結することが正当化されると指摘する。

- (62) *Beals v. Sicpa Securink Corp.* (判決 [39]) は、ヴァージニアの造幣局に勤務するコロンビア特別区住民 (原告ら) が、紙幣印刷用のインクに含まれる有害物質によって被害を受けたとして、ヴァージニアに本拠地を有するインク製造者を相手取って訴えを提起した。本件インクはヴァージニアで製造され、ヴァージニアで造幣局に引き渡されていた。コロンビア特別区法では厳格責任と無制限の懲罰賠償を認められ得るが、ヴァージニアは厳格責任を認めず、懲罰賠償を35万ドルに制限する。コロンビア特別区の裁判所は、第1に、法選択につき、統治利益分析と最も重要な関連性の基準の組合せの混合的な方法論を採用していると述べた後、第2に、一方でコロンビア特別区が、原告の労働地、損害発生地、製造物の使用地 (被告も予見可能) であって、同区内の労働者保護と環境政策促進の利益し、他方でヴァージニアが、被告の設立地・本店所在地、インクの製造地・引渡地、造幣局の多数の被用者の居住地であって、被告保護、居住者保護と環境政策促進の利益を有し、結局、いずれの法域共に利益を有すること、第3に、ヴァージニアが、さらにインクの製造・引渡を規制する利益、法人の一般事業活動を規制する利益をも有すること、そしてインクの使用を除けば、造幣局と被告の関係がヴァージニアに集中していること、を指摘した上で、リステイトメントの要素に従い、ヴァージニア法が適用されると判示した。
- (63) かつての被害者優遇法の適用という趨勢については、松岡『前掲書』注(6) 325頁を参照。
- (64) *Kramer v. Showa Denko K. K.* (判決 [28]) は、懲罰賠償に関する事案であった。製造物は、日本法人 (被告) が日本で製造した医薬品であり、ニューヨーク住民 (原告) がニューヨークで取得し、ニューヨークで使用して被害を受けたという事件である。ニューヨークは懲罰賠償を認め、日本はこれを認めない。ニューヨーク州裁判所は、ニューヨークと日本の各々の利益を認めた後、真正の抵触を解決する方法としてノイマイヤー規則2項により、被害者の住所地であり損害発生地であったニューヨークの法を適用した。
- (65) *Phillips v. General Motors Corp.* (判決 [9]) については、前出・注(4)を参照。
- (66) 判決 [11], 判決 [23], 判決 [26] など。なお、ジョージアの判決 [29] は、公序違反を理由に、被害者の住所地法を適用した。
- (67) Weintraub, "A Proposed Choice-of-Law Standard for International Products Liability Disputes," *Brookline Journal of International Law*, Vol. 16, p. 225 (1990), pp. 230, 238 は、製造者の本拠地が被害者優遇法を有する場合には、製造者の本拠地の

被害者優遇法を適用すると、同州の製造者を他法域の製造者と比べて競争上不利な条件に置くことになるから、製造者の行為が十分に悪質で同州が懲罰および抑止を欲するときを除き、原則として被害者の住所地の製造者優遇法が適用されるべきである主張する。

- (68) *Gantes v. Kason Corporation* (判決 [33]) は、ジョージアの工場で労働中、機械に衝突して死亡したジョージア住民の遺族が提起した不法死亡訴訟であった。本件機械は、ニュージャージーで、ニュージャージー法人（本店所在地）が、13年前に製造したものであった。ニュージャージーの2年間の出訴期限法の下では当該訴訟は可能であったが、ジョージアの10年間の法定責任期間法の下では当該訴訟は認められない。裁判所は、ジョージアの法定責任期間法が製造者の責任を限定し、製造物責任保険を安定させるためのものであり、ジョージアと被告が関連性を有しない以上、ジョージアは被告優遇法適用の利益を有しないのに対して、ニュージャージーの法目的は合理的な行為を促し危険行為を抑止することであり、本件機械が州内で製造販売されている以上、ニュージャージーは法適用の利益を有すると判示した。ただし、本判決の、法の属人性と無関係の解釈には異論もある。Kozyris, Values and Methods in Choice of Law for Product Liability: A Comparative Comment on Statutory Solutions, *American Journal of Comparative Law*, Vol. 38, p. 475 (1990), p. 501. また、本件判決と反対の解釈をする判決として、判決 [14], 判決 [22], 判決 [40] など。
- (69) *McLennan v. American Eurocopter Corp., Inc.* (判決 [1]) は、ヘリコプターの墜落による損害賠償請求に関し、テキサスの厳格責任法とカナダの過失責任法のいずれが適用されるかが問題となった。損害発生地も被害者の住所地もいずれもカナダであった。裁判所は、損害発生地はカナダであるが、重要な行為は、ヘリコプターの製造、その販売活動、および、利用者に対して危険性を警告するマニュアルの発行であり、これらの行為がすべて被告の本店所在地であるテキサスで行われていることを指摘した上で、テキサスが、その州内で活動する製造者に対して、その製造物責任法を実施する強い利益を有すること、被告がテキサスに本拠地を有する以上、テキサス法の適用が、被告に過大な負担を負わすものでもないことを理由に、テキサス法を適用した。
- (70) *Davis v. Shiley* (判決 [19]) は、オレゴン住民がオレゴンで移植した心臓弁に欠陥があったとして、当該心臓弁をカリフォルニアで製造したカリフォルニア本拠地の被告を相手取ってカリフォルニアの裁判所に訴えを提起した事件である。
- (71) たとえば判決 [3] (前出・注(20)), 判決 [12], 判決 [22], 判決 [24] など多数。
- (72) *Dorman v. Emerson Elec. Co.* (判決 [44]) は、鋸に関する事件である。カナダ住

民が、カナダで本件鋸を取得し、その使用中にカナダで負傷した。本件鋸は、被告（ミズーリ州法人）の設計とライセンスの下で、台湾法人が台湾で製造したものであり、被告がミズーリで検査していた。ミズーリは厳格責任を課し、カナダは厳格責任を課していない。

- (73) Hall v. Gen. Motors Corp. (判決 [14]) (前出・注80) は、事故当時ノースカロライナ住民（提訴時はミシガン住民）であった原告が、欠陥ある自動車によってノースカロライナで被害を受けたとして、自動車の製造者（ミシガン本拠）を相手に訴えを提起した事件である。本件自動車は、ミシガンで設計され、オハイオで製造されていた。ノースカロライナの法定責任期間法によれば本件訴訟は認められないが、ミシガンの出訴期間法によれば本件提訴は可能であった。
- (74) Kemp v. Pfizer, Inc. (判決 [31]) は、ミシガンの外科手術中にミシガンで死亡したミシガン住民の親族が提起した訴訟である。死亡原因は、移植されていた心臓弁が機能しなかったことであると原告は主張した。当該心臓弁は、被告（カリフォルニア法人）がカリフォルニアで製造していた。カリフォルニアは懲罰賠償を認めるが、ミシガンは認めない。
- (75) 松岡『前掲書』注(6) 324 頁。
- (76) 同上。
- (77) 製造者の本拠地州の製造者優遇法が同州内での不適切な製造物の製造の防止という利益を有するか否か、すなわち他州の原告に有利となることを考慮するかどうかの解釈も一致しない。被害者の住所地州の製造者優遇法が同州内で事業活動を行っている被告を保護するために利益を有するか否かの解釈も一致しない。
- (78) Weintraub, "The Restatement Third of Conflict of Laws : An Idea Whose Time Has Not Come," *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 679 (2000).
- (79) Scoles et al, *supra* note (2), pp. 824-826.
- (80) 第3リステイトメントに関する各論者の見解については, see, Symposium: "Preparing for the Next Century-A New Restatement of Conflicts?" *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 399 et seq. (2000).
- (81) Symeonides, "The Need for a Third Conflicts Restatement (And a Proposal for Tort Conflicts)," *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 437 (2000), pp.450-451.
- (82) 「第5条（製造物責任）1（被害者の選択）製造物が惹起した損害に対する責任および賠償は、被害者が選択した州の法によって規律される。ただし、当該州が、次のいずれか2つの関連性を有する場合に限る。(a)損害発生地、(b)被害者の住所地、(c)被告の住所地、(d)製造物の製造地、または(e)製造物の取得地。（この選択においては、異なる州ではあるが特定の問題に関するその法が実質的に同一である州に所在

する関連性（連結素）は、同一の州に所在するものとして扱う。）／被害者の選択は、当該選択された州で被告の製造物が通常取引経路を通じて入手可能ではない場合には、これを考慮しない。」

- 83 「2（被告の選択）第1項に基づく選択を、被害者が可能であるのに、これを行っていない場合には、被告は、損害発生地であると同時に被害者の住所地でもある州の法を選択することができる。」
- 84 「3（残余の選択）第1項または第2項の下で処理されない事件は、第1条ないし第4条〔（筆者注）一般不法行為に関する法選択規則〕に基づく準拠法によって規律されなければならない。」
- 85 「第2条（行為規制）行為規制の問題は、加害行為が行われた州の法によって規律される。ただし、損害が他州で発生し、その発生を客観的に予見可能であった場合において、被害者が当該他州の法の適用を求めるときには、当該法を適用する。」（*Id.*）
- 86 「第3条（損失分配）第2条の下で違法とされる行為に起因する損失分配の問題は、次の順序に従い、規律される。(a)被害者が住所を有する州に加害者も住所を有する場合、または加害者が住所を有する州の法が被害者の住所州法と実質的に同一の救済を提供する場合には、被害者の住所地州の法。／(b)当事者の一方が住所を有する州で加害行為および損害結果が発生した場合には、当該州の法。／(c)被害者が住所を有する州での損害発生が予見可能であり、被害者が当該州の法の適用を求めている場合には、当該州の法。／その他の場合には、準拠法は、第1条〔（筆者注）一般原則を定める条文で抵触法第2リステイメントの第6条および第145条を参照する〕の下で決定される。」（*Id.*）
- 87 See, Symposium, *supra* note 80. たとえば, Gottesman 教授および Juenger 教授は, そもそもリステイメントという方法自体に反対であり (Michael H. Gottesman, *Adrift on the Sea of Indeterminacy*, *id.*, p. 527 ; Friedrich K. Juenger, *A Third Conflicts Restatement?*, *id.*, p. 403.), Simson 教授および Weintraub 教授は, 新たな抵触法リステイメントを作成する時期であるか否かについて疑問を呈している (Gary J. Simson, *Leave Bad Enough Alone*, *id.*, p. 649 ; Russell J. Weintraub, *The Restatement Third of Conflict of Laws : An Idea Whose Time Has Not Come*, *id.*, p. 679.)。
- 88 Cavers, "The Proper Law of Producer's Liability," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 26, p. 703 (1977), pp.728-729. この規則については, 既に松岡教授により詳細な紹介がなされている。松岡『前掲書』注(6) 331頁の注(43)を参照。
- 89 「(a)欠陥製造物が惹起した損害について, 原告が製造者に賠償請求する場合には, 原告は, 当該欠陥製造物が製造 (またはその欠陥ある設計が承認) された州の責任

法の保護を享受することができる。／(b)前項に定める州の責任法が、(1)原告の常居所地州の法(ここで、原告が製造物を取得したとき、もしくは製造物が損害を惹起したときに限る)、または、(2)原告が製造物を取得し、かつ、製造物が損害を惹起した州の法、と比べて、保護の水準が低いと原告が考える場合には、前項の規定にかかわらず、原告は、これらの法の責任法が適用されることを根拠として請求を行うことができる。／(c)前項に定めるいずれかの州に、損害を惹起した製造物が所在することにつき、製造者が予見できなかったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、原告は、当該州の法を根拠として請求を行うことができない。」

90) Weintraub, *Commentary on the Conflict of Laws* (1991 Supplement to 3d ed. 1986), pp.74-75. この規則についても、既に松岡教授により詳細な紹介がなされている。松岡『前掲書』注(6) 330頁の注(5)を参照。

91) 「1 現実の損害に対して原告が賠償請求を認められるか否か、および、その範囲は、次の法を適用することに決定される。(A)損害を惹起した製造物または同種の製造物が原告の常居所地で取得可能であり、被告がこの取得可能性を予見すべきであった場合には、原告の常居所地法。／(B)A号の下で、原告の常居所地法が適用されない場合には、被告は、原告の常居所地法を選択することができる。／(C)A号またはB号の下で、原告の常居所地法が適用されない場合には、原告は、次のいずれかの法を選択することができる。(1)被告の本店所在地法、(2)製造物が取得された地または賠償請求の対象である損害を惹起した地の法(この地での商業経路を通じた当該製造物の取得可能性を被告が予見すべきであったときに限る)、(3)被告が製造物またはその部品を製造、設計または保管した地の法。／(D)C号に基づいて原告が法選択をしない場合には、被告はC号に定める法のいずれかを選択する。」

92) 「2 懲罰賠償の可否およびその賠償額の算定は、次によって決定される。(A)原告は、第1項C号に定める法のいずれかを選択することができる。／(B)A号に基づいて原告が法選択をしない場合には、被告は第1項C号に定める法のいずれかを選択する。」

93) 「3 第1項および第2項に対する例外(A)第1項および第2項の規定は、他の法の適用が、その事情の下で、当事者および取引と関連性を有する州の法政策をより良く調整することになる場合に、当該他の法の適用を妨げるものではない。／(B)現実の損害に対して原告が賠償請求を認められるか否か、および、その範囲を決定するために、原告は、第1項C号に定める法のいずれかを選択することができる。ただし、原告が常居所地法よりも当該法を好し、かつ、被告の行為がきわめて悪質であり、第2項が定める懲罰および抑止に加えて、さらなる懲罰および抑止が適切である場合に限る。」

- 94 Kozyris, "Values and Methods in Choice of Law for Products Liability : A Comparative Comment on Statutory Solutions," *American Journal of Comparative Law*, Vol. 38, p. 475 (1990), pp.492-493.
- 95 「(1)一般規則:懲罰賠償請求および填補賠償請求を含む, 人身傷害または死亡に関する製造者に対する製造物責任訴訟は, 製造物の第一取得者に対する現実の引渡地州の実質法によって規律される。」
- 96 「(2)例外:(a)製造物の現実の引渡地州が予期された製造物の使用地州でない場合には, 引渡前に取得者が製造者または権限ある供給者にその旨を伝達しているときに限り, 当該使用地州の実質法が適用される。/(b)製造物の性質上, 予期された製造物の使用地が複数の州に涉ることが明白かつ当然である場合には, 損害発生地である当該予期された使用地州の実質法が適用され, これがないときには, 損害発生時における被害者の常居所地州の実質法が適用される。/(c)前2号にかかわらず, (被害者が, 直接的または間接的な取引上の関連性その他の関連性を被告との間に有しない場合には), 原告は, 損害発生地州の法の請求権を根拠として選択することができる。ただし, 当該損害発生地が被害者の常居所地であり, 損害発生時に当該被告の当該製造物が当該損害発生地において取引経路を通じて取得可能であったときに限る。」
- 97 「涉外責任事件が示す問題に適用される裁判準則を選択する際に, 裁判所は, 次の法域の法を考慮する。(a)損害発生地, (b)損害を惹起した行為が行われた地, ならびに, (c)当事者の本拠地州(常居所地, 設立地, または本店所在地)。/各問題につき, 裁判所は, これらの法域の法から, 現代的な製造物責任の基準に最も密接に一致する裁判準則を選択しなければならない。」 Juenger, *Choice of Law and Multistate Justice* (1993), p. 195.
- 98 そもそも第2リステイトメント145条は, 製造物責任には機能しないとの指摘として, Symeonides, *supra* note 81), p. 442. Juenger 教授は, 「裁判所の多くは, 再叙述者が作成した混合物(寄せ集め)を好んでいる。結局, 第2リステイトメントにより, 裁判官は, 思う通りの方法で抵触事件を判断することが可能となる。第2リステイトメントの無原則の折衷主義は, この分野 [(筆者注) 抵触法] の知的基盤の強化にほとんど役立っていないのは確かである」と批判する。Juenger, "A Third Conflicts Restatement?" *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 403 (2000), p. 405.
- 99 ニューヨークのノイマイヤー規則は前出・注80を, 1991年のルイジアナ抵触法典は前出・注81を参照。なお, 本稿では取り上げることができなかったが, 統一商事法典中の多数の「明確な法選択規則」も重要な意義を有する。
- 100 Juenger 教授は, 「アメリカの学説を支配し続けている『利益分析』学派の著作は,

宗教書と化している。同学派は、カルト（信者集団）を多数産み、抵触法の湿地帯に、各々の信者が用心深く保護する「原理」という淀んだ水溜まりを点在させている。この陰気な雰囲気の中で、同学派は、現在まで真正および虚偽の抵触や、利益の欠如の事案などの法的空想・虚構について議論を続けている。もっとも、この自ら課した利益分析の困難が、カリーの死から33年間経過しても依然として安息に至っていない事実は、当該学派の思考への信頼を殆ど抱かせないのである」と通説的な利益分析論を痛烈に批判する。Juenger, *supra* note ⑧, p. 406. 裁判所に対しては、「裁判所が依拠する理論的根拠が州ごとに異なるだけでなく、裁判所が従ったと主張する理論に本当に誠実に固執したかどうかについてさえ判決意見を信じることができない」と批判する。Id., p. 410.

- (00) Symposium, *supra* note ⑧, p. 400. 第3リステイトメントの起草作業の開始を最も強く支持するのは, Symeonides, *supra* note (75); Weinberg, "A Structural Revision of the Conflicts Restatement," *Indiana Law Journal*, Vol. 75, p. 475 (2000).
- (01) Juenger 教授自身が、この危険性を認識しており、「現代的な法」とは米国で優質な実質法に留まらなくとも考えられる。Juenger, *supra* note ⑧, pp. 414-146.
- (02) 当事者に法選択を委ねることで、矛盾が多く予見不可能な、裁判所による法選択（連結点評価と法政策評価）の負担・危険を削減できることも理由の一つである。Scoles et al., *supra* note (2), para. 17.76.
- (03) See, Scoles et al., *supra* note (2), para. 17.34.
- (04) 判例法および学説が利用する原被告間の均衡達成方法は、(ア)連結点集中による偶然性の排除、(イ)原告の双方に関連する連結点の採用、(ウ)一方当事者に関連する連結点を採用しつつも他方当事者の事情の考慮、(エ)当事者への選択権および抗弁権の付与、(オ)原則としての推定規定と例外規定による立証責任の負担、などである。
- (05) 基本的な方向性として、松岡『前掲書』注(6) 288頁、同『現代国際取引法講義』(1996年) 228頁、中野俊一郎「不法行為」木棚=松岡編『基本法コンメンタル/国際私法』(1994年) 73頁の見解に賛成する。